寝屋川市障害福祉計画

第４期計画

［平成27年度～平成29年度］

寝屋川市
NEYAGAWA CITY

はじめに

本市では、平成20年３月に障害者支援の基本方向を示した「寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）」を策定し、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に、市民の皆様方をはじめ、関係団体、事業者等の皆様方と連携して障害者施策を推進しております。

この間、国においては、障害者自立支援法に代わり、障害のある人とない人が地域社会において「共生」していくための取り組みをすすめていくことを基本理念とした障害者総合支援法が平成25年４月に施行されました。

また、国連の障害者権利条約の批准に向けて障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正が行われるとともに、子ども・子育て支援新制度の運用開始など、障害のある人を取り巻く様々な制度が変化しています。

本市におきましても、こうした制度改革に的確に対応しながら、本市の状況に応じた取り組みを推進するために、今般、平成27年度から平成29年度までの３年間を計画期間とする「寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、障害のある人が地域で自立して生活できるよう総合的に支援するとともに、乳幼児期からの継続的な支援や、共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みを重点的に推進してまいります。

また、「ＰＤＣＩサイクル」の考え方に基づき、新たに「成果目標」と「活動指標」を設定し、進捗状況の点検・評価を行うなど、計画の効果的な推進に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました市民の皆様方や、寝屋川市障害者計画等推進委員会及び寝屋川市自立支援協議会の皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

平成27年３月

寝屋川市長　馬 場 好 弘

目　　次

第１章　計画の策定にあたって …………………………………………… 1

１．計画の目的 ………………………………………………………… 1

２．計画の位置づけ …………………………………………………… 1

３．計画の期間 ………………………………………………………… 2

４．計画の策定方法 …………………………………………………… 2

５．計画の進行管理 …………………………………………………… 3

第２章　障害福祉サービス等の推進方策 ………………………………… 4

１．障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方 …………… 4

２．障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 ……………………… 6

１）障害福祉サービス等の推進における【成果目標】……………… 6

２）成果目標を実現するうえでの【活動指標】……………………… 10

（１）障害福祉サービスの見込量 …………………………………… 10

（２）地域生活支援事業の内容と事業量 …………………………… 15

（３）障害児支援サービスの見込量 ………………………………… 19

（４）障害福祉サービス等の提供・利用を進める取り組み ……… 20

（５）地域生活を多面的に支える取り組み ………………………… 22

（６）就労に関する支援を進める取り組み ………………………… 23

第３章　障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項 ………… 24

１．地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実 ………… 24

２．乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり ……… 30

３．共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進 …………… 33

（参考）寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）の概要 ………………… 35

資　料 ……………………………………………………………………… 39

計画策定の経過 …………………………………………………………… 39

寝屋川市障害者計画等推進委員会規則 ………………………………… 40

寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿 …………………………… 41

第３期計画の進捗状況と課題 …………………………………………… 42

障害福祉サービス等に関するニーズ調査の結果 ……………………… 49

用語説明 …………………………………………………………………… 69

自立支援協議会の各会議の概要 ………………………………………… 72

障害福祉サービス等の概要 ……………………………………………… 73

寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）の体系

障害福祉サービス等の推進方策

１．障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

① だれもが“自分らしく”共生する地域づくりをめざし、日常生活や社会参加への支援を充実します
② 推進目標の着実な実現に向けて、いっそう計画的な取り組みを推進します
③ 地域の多様な資源を活用・開発し、さまざまなニーズに対応するしくみをつくります

２．障害福祉サービス等の推進目標と推進方策

１）障害福祉サービス等の推進における【成果目標】

（１）地域生活への支援の充実
- ① 障害福祉サービス等の推進体制の充実
- ② 地域での居住を支援するしくみの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備

（２）福祉施設や医療機関からの地域移行の推進
- ① 福祉施設からの地域移行者の増加
- ② 施設入所者の削減
- ③ 地域移行推進体制の充実

（３）就労に対する支援の充実
- ① 福祉施設から一般就労への移行者の増加
- ② 就労移行支援事業利用者の増加
- ③ 就労移行率３割以上の事業所の増加
- ④ 就労継続支援（Ｂ型）事業所の工賃の向上

２）成果目標を実現するうえでの【活動指標】

（１）障害福祉サービスの見込量
（２）地域生活支援事業の内容と事業量
（３）障害児支援サービスの見込量
（４）障害福祉サービス等の提供・利用を進める取り組み
（５）地域生活を多面的に支える取り組み
（６）就労に関する支援を進める取り組み

障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

１．地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実

（１）重度化・高齢化や制度の谷間への対応なども含めた、多様なサービス等の確保・創出
（２）地域生活支援等の拠点となる機能の整備
（３）災害時・緊急時の支援体制の充実
（４）就労支援と生活支援の一体的な推進
（５）相談支援による“つなぎ”の充実と、幅広い協働による総合的な支援の推進

２．乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり

（１）ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築
（２）多様な主体の協働による障害児療育体制の構築
（３）家族に対する支援の充実

３．共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進

（１）社会的障壁をなくしていくための取り組みの推進
（２）虐待や権利侵害を防止・解決する取り組みの充実
（３）権利擁護支援の体制づくり

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の目的

障害者制度改革の議論をふまえ、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が平成25年４月１日に施行されました。この法律は、障害のある人とない人が共生する社会を実現するため、社会的障壁を除去して社会参加の機会を確保することをめざし、障害福祉サービス等による支援を総合的、計画的に行うことを新たな基本理念として掲げています。そして、従来の枠組みでは十分に対応できない「制度の谷間」を埋めるために、障害者の範囲に難病等を加えるとともに、障害の多様な特性などに応じた支援を行うよう、障害程度区分に代わる障害支援区分が導入されました。重度訪問介護の対象の拡大や地域生活支援事業の追加など、サービスの充実も図られています。また、障害福祉計画を引き続き策定し、定期的な検証と見直しを行うことで、サービスを提供する基盤を計画的に整備することとされています。

あわせて、国連の障害者権利条約の批准に向けて障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正が行われるとともに、子ども・子育て関連３法の制定などをはじめとして、障害のある人（子ども）の暮らしに関するさまざまな制度が変化してきています。

寝屋川市では、障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）」と、これを具体的に推進するための計画としても位置づけている「寝屋川市障害福祉計画（第３期計画）」に基づき、計画を推進する障害者計画等推進委員会と、支援体制の整備をめざす自立支援協議会が密接に連携して協議しながら、市民、団体、事業者、関係機関等と協働して、障害者支援の取り組みを進めています。民間の事業者なども含めた、より多様な主体によるサービス提供なども広がってきており、各々の“強み”を活かしながら、寝屋川市全体として、適切で効果的な障害者支援のしくみを構築していくことが求められています。

こうした状況のなかで、障害者総合支援法をはじめとする新たな制度に的確に対応しながら、本市の状況に応じた取り組みを推進するために、第３期計画の成果と課題をふまえて、平成27年度から平成29年度までの３年間の障害福祉サービス等の推進方策と、障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項を定めた、第４期の障害福祉計画を策定しました。

２．計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく市町村障害福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（寝屋川市地域福祉計画）」と整合性を図るとともに、障害福祉計画の策定に係る国や大阪府の基本指針をふまえて策定しました。な

お、国の基本指針において、障害児支援については子ども・子育て支援法に基づいて策定する子ども・子育て支援事業計画との調和を保つこととされており、この計画は「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」と調整を図りながら検討しました。

また、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画として本市の障害者支援の基本方向を示した「寝屋川市障害者長期計画」を、具体的に推進していくための計画という位置づけをふまえて、３年間に重点的に取り組むべき事項も盛り込みました。

【障害福祉計画の位置づけ】

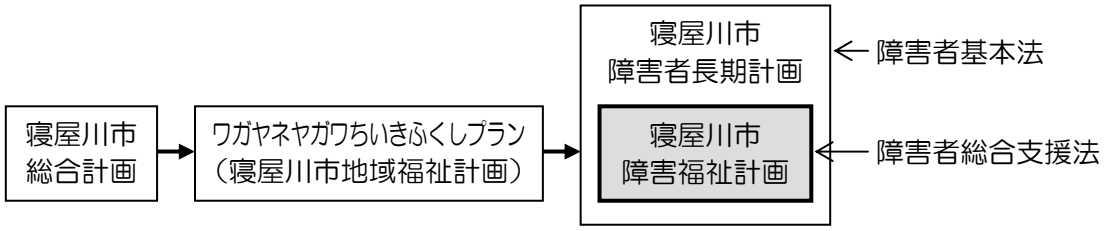

３．計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの３年間の計画として策定しました。

なお、進捗状況の点検・評価を毎年行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

【障害福祉計画の期間】

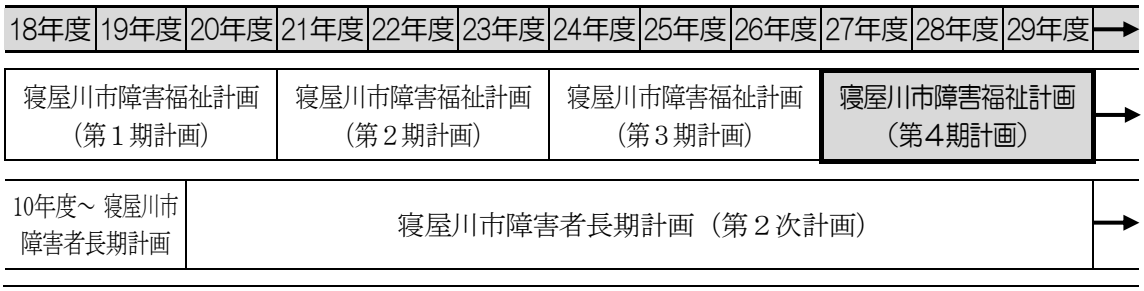

４．計画の策定方法

・本市では、障害者支援の基本方向である障害者長期計画と障害福祉計画を密接に連動させて策定・推進するよう、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）を設置しており、この計画も、計画推進委員会における意見交換をふまえて策定しました。

・本市では、計画推進委員会と自立支援協議会を連携して推進しており、計画推進委員会での議論を通じて、自立支援協議会（全体会、専門部会会議、ワーキング会議等）の意見を反映しました。

・市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケート調査や関係機関・団体等への

ヒアリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。

５．計画の進行管理

・第４期計画では、目標等に関する実績の把握と分析、評価を年１回以上行い、必要に応じて見直しを行うことが、国の基本指針で示されました。そこで、この計画は「ＰＤＣＩサイクル」(※) の考え方に基づき、計画推進委員会において計画に基づく事業の推進方法に関する検討や進捗状況の点検・評価などを行いながら、障害者長期計画と連動させて効果的に推進します。

・「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」をはじめとした各々の取り組みは、自立支援協議会の全体会、専門部会会議、ワーキング会議等を通じて、市の関係部局や関係機関と連携を図るとともに、市民、関係団体、事業者等と役割分担し、協働して推進していきます。

（※）PDCIサイクル

・計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。すなわち、計画に基づいて、みんなで話しあって取り組み、進み具合を点検して、必要に応じて見直しも行いながら、さらに推進していきます。

・なお、国の基本指針では「ＰＤＣＡ」（Ａ＝Act）という表現が使われていますが、寝屋川市では「改善」をより明確にするために「Innovation」を用いています。

第２章　障害福祉サービス等の推進方策

１．障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

① だれもが“自分らしく”共生する地域づくりをめざし、日常生活や社会参加への支援を充実します

平成25年に施行された障害者総合支援法では、障害のある人とない人が地域社会において「共生」していくための取り組みを進めていくことが、基本理念として掲げられています。こうした取り組みの基盤となるのは、障害のある人すべてを「権利の主体」である社会の一員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する主体と捉えて、障害を理由とする差別がない社会づくりをめざすという考え方であり、だれもが自ら選択した地域で自立して“自分らしく”生活できるように支援することを通じて、一人ひとりの個性と多様性が尊重される共生社会を実現することが求められています。

本市では、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念とした「寝屋川市障害者長期計画（第２次計画)」に基づき、市民の相互理解と共感を基盤とした障害者支援を推進してきました。こうした取り組みの成果のもとで、「共生」の理念をより明確に実現していくために、だれもが一人ひとりのニーズに応じて日常生活をおくり、社会に参加できるように支援しあうしくみを充実するよう、いっそう多様な主体の参加と協働を進めながら取り組んでいきます。

② 推進目標の着実な実現に向けて、いっそう計画的な取り組みを推進します

計画を効果的に推進していくために、第４期計画では「ＰＤＣＩサイクル」に基づく取り組みを導入することが、国の指針で示されました。これは、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法であり、計画に基づいてみんなで話しあい、役割を分担しながら協力して事業や活動に取り組み、進み具合もともに点検しあって、必要に応じて見直しも行いながら、さらに推進していくことをめざしています。

本市では、これまでも計画推進委員会と自立支援協議会を密接に連携して運営するなかで、計画に基づく事業を協働して推進し、年度ごとに評価を行って、次年度の取り組みに反映してきました。第４期計画では、年度内の中間評価や、評価に基づく見直しなども行いながら、いっそう計画的な取り組みを推進していきます。

③ 地域の多様な資源を活用・開発し、さまざまなニーズに対応するしくみをつくります

だれもが“自分らしく”共生するためには、地域で生活するうえでの多様なニーズに対応した支援のしくみをつくっていく必要があります。特に、第４期計画では、障害者総合支援法で新たに支援の対象となった難病の人や、発達障害、高次脳機能障害など、従来の支援の枠組みでは十分に対応できない障害のある人、重度の障害がある人などへの支援、障害のある人の高齢化への対応なども含めて、さまざまなニーズに対応したサービスや活動を進めていくことが求められています。

そのため、市民の理解と参加を得ながら新たな支援の担い手を増やすとともに、市と関係団体、事業者等が連携して多様なサービスや活動をつくっていくよう、自立支援協議会を通じて連携を深めながら、取り組んでいきます。

２．障害福祉サービス等の推進目標と推進方策

障害福祉サービス等を計画的に推進していくために、【成果目標】とそれを実現するための【活動指標】を、次のように定めます。

１）障害福祉サービス等の推進における【成果目標】

障害福祉サービス等を推進するうえでの【成果目標】は、国・府の基本指針や本市の課題をふまえ、次の３つの柱に沿って10の項目を定めます。

（１）地域生活への支援の充実	［　］は数値目標
① 障害福祉サービス等の推進体制の充実	
② 地域での居住を支援するしくみの構築	
③ 地域生活支援拠点等の整備	
（２）福祉施設や医療機関からの地域移行の推進	
① 福祉施設からの地域移行者の増加	［平成29年度末までに17人］
② 施設入所者の削減	［平成29年度末までに７人］
③ 地域移行推進体制の充実	
（３）就労に対する支援の充実	
① 福祉施設から一般就労への移行者の増加	［平成29年度で41人］
② 就労移行支援事業利用者の増加	［平成29年度末で80人］
③ 就労移行率３割以上の事業所の増加	［平成29年度末までに５割以上］
④ 就労継続支援（Ｂ型）事業所の工賃の向上	［平成29年度で8,524円(平均額)］

（１）地域生活への支援の充実

「だれもが“自分らしく”共生する地域」を実現するために、障害のある人が地域で生活していくうえでのニーズに沿ったサービスや活動を充実します。

① 障害福祉サービス等の推進体制の充実

障害のある人が地域で生活していくうえでのニーズに対応するために、障害福祉サービス等を的確に提供するよう、サービスごとの事業者連絡会を自立支援協議会のサブワーキングとして設置していき、それらを通じて連携を図りながら、事業所や従事者などの体制の充実に向けて取り組みます。

また、計画の進捗状況の点検・評価を定期的に行い、その結果からいっそう充実を図る必要があるサービス等については、提供体制の拡充や新たな開発などを進めるための協議を事業者連絡会等で行い、市と事業者等が協働して推進します。

② 地域での居住を支援するしくみの構築

地域での自立した生活や、福祉施設・医療機関等から地域生活への移行を推進するうえで不可欠な住まいの確保と、地域とつながりをもって安心して暮らせる環境づくりなどの支援を充実するため、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、生活に関連するサービスを提供する事業者、地域組織等が連携して取り組むしくみを構築するよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）で検討しながら推進します。

③ 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援するための「地域生活支援拠点等」を、本市のニーズやサービス提供体制の状況などを考慮して整備するよう、検討組織を設置し、計画推進委員会、自立支援協議会の意見をふまえながら検討します。

この拠点では、地域生活を始めるための相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、地域の体制づくりを行う機能と専門性を確保することが求められており、既存の資源を効果的に活用した面的な連携も視野に入れ、平成29年度末までの整備に取り組みます。

（２）福祉施設や医療機関からの地域移行の推進

福祉施設や精神科医療機関から地域での生活に移行する人を増やしていくよう、ニーズをふまえて生活を支える環境や支援体制づくりを推進します。

① 福祉施設からの地域移行者の増加　［平成29年度末までに17人］

福祉施設から地域生活に移行する人数の目標は、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方では、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上とされています。

これに基づいて算出すると、平成25年度末の施設入所支援利用者128人の12%は16人となります。また、府立施設からの地域移行希望者数も勘案し、17人を目標値として設定します。

② 施設入所者の削減　［平成29年度末までに７人］

福祉施設入所者の人数の削減目標についても、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方では、平成25年度末時点の施設入所者の４%以上とされています。

これに基づいて算出すると、平成25年度末の施設入所支援利用者128人の４%は６人となります。また、府立施設からの地域移行希望者数も勘案し、７人を目標値として設

定します。

③ 地域移行推進体制の充実

福祉施設から地域生活への移行とあわせて、精神科医療機関から地域生活への移行について、大阪府は府の障害福祉計画で下記の目標を定めています。

- 【入院後３か月時点の退院率】を平成29年度に64％以上とする。
- 【入院後１年時点の退院率】を平成29年度に91％以上とする。
- 【在院期間１年以上の長期退院者数】を平成29年６月時点では平成24年６月時点から18％以上減少させる。

また、これらをふまえ、【地域移行支援事業の新規利用者】が、本市では27～29年度は各10人（１年あたり）になると推計しています。

福祉施設に入所している人や精神科医療機関に入院している人が地域生活に移行するには、相談や情報提供、体験などで意欲を高めながら、本人の意向に基づいて地域生活のプランをつくり、住まいや生活を支援するサービスを確保するとともに、生活に関わる機関や地域などとの調整などの支援を、総合的に進めていく必要があります。

そのため、地域移行支援を行う相談支援事業所が中心的な役割を担いながら、個別ケア会議等を通じて関係者の協議を進め、一人ひとりの状況に応じた支援を行う取り組みを推進します。また、高齢期に地域移行する人が増加していることをふまえ、介護保険サービス等の高齢者施策と連携した支援を推進します。

あわせて、個々の支援の実績を自立支援協議会で蓄積し、「基本的な支援の流れ」などのしくみとして構築するよう、協議を進めます。

（３）就労に対する支援の充実

自立した生活を営むうえでのひとつの要素として経済的な基盤を確立するとともに、社会参加や自己実現の手段でもある就労を支援するよう、一般就労への移行の推進や福祉的就労の充実に向けた取り組みを推進します。

① 福祉施設から一般就労への移行者の増加　［平成29年度で41人］

日中活動系のサービスを利用して福祉的就労をしている人の、企業等での一般就労への移行の目標は、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方では、府域で平成24年度の1.5倍にあたる1,500人以上とされています。

これを按分して府から示された数値に基づき、この計画の最終年度の平成29年度には年間で41人とすることを目標値として設定します。

② 就労移行支援事業利用者の増加　［平成29年度末で80人］

一般就労への移行に向けた支援などを行う就労移行支援事業の利用者数の目標は、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方では、平成25年度末の利用者数から６割以上増加することとされています。

これに基づき、平成29年度末には平成25年度末の就労移行支援事業利用者50人の1.6倍にあたる80人とすることを目標値として設定します。

なお、本市では就労移行支援事業以外の日中活動系サービスから一般就労する人も多いことをふまえ、就労継続支援（Ｂ型）事業等の利用者も含めた就労支援を推進します。

③ 就労移行率３割以上の事業所の増加　［平成29年度末までに５割以上］

就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が３割以上の事業所の割合の目標は、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方では事業所全体の５割以上とされています。

これに基づき、平成29年度末までに５割以上とすることを目標値として設定します。

④ 就労継続支援（Ｂ型）事業所の工賃の向上　［平成29年度で8,524円(平均額)］

福祉的就労の場のひとつである就労継続支援（Ｂ型）事業所での工賃の平均額の目標は、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方では、平成25年度実績額の34.2%増をめざすこととされています。

これに基づき、平成29年度は平成25年度実績6,351円の34.2%増となる8,524円とすることを目標値として設定します。

２）成果目標を実現するうえでの【活動指標】

成果目標を実現するうえでの【活動指標】として、障害福祉サービス等の見込量と、サービスの確保や効果的な推進を図るための取り組みを、次のように定めます。

（１）障害福祉サービスの見込量

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスを、第３期計画での利用実績や新たなニーズをふまえ、次の見込量に基づいて推進します。

なお、平成25年度より障害福祉サービスの対象になった難病の人の見込量は、第４期計画では区分した推計は行いませんが、計画を推進するなかで利用状況のデータ等を蓄積し、ニーズをふまえた提供を進めていきます。

① 訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。

障害者総合支援法が施行され、平成25年度から難病の人も障害福祉サービスの対象となりました。また、平成26年度からは、重度訪問介護の対象者に知的障害者、精神障害者が加わりました。

各サービスをニーズに応じて提供できるよう、ＮＰＯ法人や営利法人等も含めた多様なサービス事業者と、ヘルパー等の従事者の確保を図ります。特に、重度の障害のある人に対応した重度訪問介護などができるヘルパーの確保やスキルアップ等への支援、同性介護などを考慮した人材確保などに向けた取り組みを推進します。

② 短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや、介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業者によって提供されています。市内の事業所は定員や受け入れ可能な人の制約などで、緊急時の利用のための調整が難しい状況がありますが、平成27年３月に市が短期入所施設「大谷の里」を設置し、指定管理者制度による運営を始めました。

この施設も効果的に活用しながら、各事業所の受け入れ体制の拡充、グループホームへの併設、「地域生活支援拠点」の整備についての検討も含め、受け皿を増やすための取り組みを推進します。

→「重点的に取り組む事項」２－（３）－②（p. 32）とも関連づけて推進します。

【訪問系サービスの見込量】（１か月あたり）　［上段：時間　下段：人］

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	居宅介護	4,928	5,024	5,120
		154	157	160
	重度訪問介護	7,934	8,383	8,832
		53	56	59
	同行援護	2,146	2,205	2,264
		73	75	77
	重度障害者等包括支援	731	731	731
		4	4	4
知的障害者	居宅介護	2,260	2,421	2,582
		84	90	96
	重度訪問介護	150	299	449
		1	2	3
	行動援護	401	434	468
		12	13	14
	重度障害者等包括支援	543	543	543
		3	3	3
精神障害者	居宅介護	2,652	2,816	2,980
		178	189	200
	重度訪問介護	150	299	449
		1	2	3
障害児	居宅介護	591	622	653
		19	20	21
	同行援護	11	11	11
		1	1	1
	行動援護	28	42	56
		2	3	4
合計	居宅介護	10,431	10,883	11,335
		435	456	477
	重度訪問介護	8,234	8,981	9,730
		55	60	65
	同行援護	2,157	2,216	2,275
		74	76	78
	行動援護	429	476	524
		14	16	18
	重度障害者等包括支援	1,274	1,274	1,274
		7	7	7

【短期入所の見込量】（１か月あたり）　［上段：日　下段：人］

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	身体障害者	234	241	248
		32	33	34
	知的障害者	385	400	416
		74	77	80
	精神障害者	30	40	50
		3	4	5
	障害児	54	59	65
		10	11	12
	合計	703	740	779
		119	125	131

③ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として生活介護、療養介護、また、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）と就労継続支援（A型）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。市内には医療的ケアが必要な人が利用できる事業所も少ないため、主に市外の事

【日中活動系サービスの見込量】（1か月あたり）　［上段：日　下段：人］

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	生活介護	2,112	2,165	2,218
		120	123	126
	自立訓練（機能訓練）	69	92	115
		3	4	5
	就労移行支援	35	53	71
		2	3	4
	就労継続支援（A型）	108	129	151
		5	6	7
	就労継続支援（B型）	272	289	306
		16	17	18
知的障害者	生活介護	9,870	10,368	10,865
		496	521	546
	自立訓練（生活訓練）	384	528	672
		16	22	28
	就労移行支援	546	582	619
		30	32	34
	就労継続支援（A型）	276	315	355
		14	16	18
	就労継続支援（B型）	2,851	2,891	2,930
		144	146	148
精神障害者	生活介護	249	315	382
		15	19	23
	自立訓練（生活訓練）	515	572	629
		36	40	44
	就労移行支援	627	660	693
		38	40	42
	就労継続支援（A型）	70	84	98
		5	6	7
	就労継続支援（B型）	1,243	1,319	1,395
		114	121	128
合計	生活介護	12,231	12,848	13,465
		631	663	695
	自立訓練（機能訓練）	69	92	115
		3	4	5
	自立訓練（生活訓練）	899	1,100	1,301
		52	62	72
	就労移行支援	1,208	1,295	1,383
		70	75	80
	就労継続支援（A型）	454	528	604
		24	28	32
	就労継続支援（B型）	4,366	4,499	4,631
		274	284	294
療養介護　［人］		22	22	22

業所が利用されています。

支援学校を卒業する人や、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などの日中活動の場として、ニーズに応じた種類のサービスが提供できるよう、事業所の確保を図ります。

また、各事業所において医療的ケアが必要な人や行動障害がある人などへの対応を充実するよう、従事者のスキルアップなどを図っていくための取り組みも推進します。

→「重点的に取り組む事項」１－（１）－①（p. 24）とも関連づけて推進します。

④ 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、従来の共同生活介護（ケアホーム）は、障害者総合支援法に基づき、平成26年度からグループホームに一元化されました。

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人、障害児施設から地域移行する人、家族から独立して生活する人、いわゆる“親亡き後”の生活の場としてのグループホームへのニーズに対応するよう、施設の整備や世話人の確保に向けた取り組みを推進します。

そのため、安定して事業が運営できる適正な報酬体系とするよう、引き続き国に要望するとともに、防災上の問題で府営住宅等の公的住宅を活用したグループホームの設置が難しくなっていることもふまえて、施設整備などに対する支援方策を検討します。

【居住系サービスの見込量】（１か月あたり）　［人］

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	共同生活援助	4	5	6
	施設入所支援	27	26	25
知的障害者	共同生活援助	147	155	163
	施設入所支援	99	97	95
精神障害者	共同生活援助	26	30	34
	施設入所支援	1	1	1
合計	共同生活援助	177	190	203
	施設入所支援	127	124	121

⑤ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを行う計画相談支援、地域生活に移行する人などを支援する地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

障害福祉サービス等を利用する人全員に計画相談支援を実施する体制を整備するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害福祉サービス等を提供する事業所や、介護保険のケアプランを作成する事業所などとも連携して取り組みます。また、相談支援専門員のスキルアップを図るための取り組みを、事業者連絡会等を通じて推進します。

あわせて、サービス利用者が自ら作成するセルフプランを希望する人を支援し、適切なプランづくりを推進するよう、情報提供などを行います。

→「重点的に取り組む事項」１－（５）－②（p.28）とも関連づけて推進します。

【相談支援の見込量】（１か月あたり）　［人］

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	身体障害者	100	102	105
	知的障害者	160	166	173
	精神障害者	100	103	106
	障害児	4	5	5
	合計	364	376	389
地域移行支援	身体障害者	1	1	1
	知的障害者	2	2	3
	精神障害者	6	6	6
	合計	9	9	10
地域定着支援	身体障害者	9	9	9
	知的障害者	4	4	5
	精神障害者	8	9	9
	合計	21	22	23

（２）地域生活支援事業の内容と事業量

障害者総合支援法では、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業が追加・再編されました。本市では、《必須事業》として位置づけられた事業と、市が判断して実施する《任意事業》を、次のように実施します。

また、障害支援区分認定事務に関する事務も、地域生活支援事業として実施します。

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業［追加］

障害のある人の生活などへの理解を深めるため、広く市民に向けた研修や啓発を、講演会や交流の機会となるイベント等を通じて実施します。

また、パンフレットやホームページなどによる広報活動も実施します。

② 自発的活動支援事業［追加］

障害のある人や家族などが、生活の向上や社会参加のために自発的に行う当事者活動を支援するよう、障害のある人どうしで相談を行うピアカウンセリングを、ピアサポートセンターの機能をもつ基幹相談支援センターで実施するなどの取り組みを、自立支援協議会（地域活動支援部会）等と連携して推進します。

③ 相談支援事業

［基幹相談支援センター］

障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、市と障害者相談支援事業を委託する事業所と連携して、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着の支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「権利擁護・虐待防止」の４つの機能（p. 27 を参照）に基づく事業を推進します。

→「重点的に取り組む事項」１－（５）－①（p. 27）とも関連づけて推進します。

［障害者相談支援事業］

基幹相談支援センターと連携して、障害のある人や介助者・支援者などからのさまざまな相談に応じ、社会資源の活用などによる生活や権利擁護などへの支援を行う事業を、障害特性に応じた専門性を有する３か所の委託相談支援事業所に委託して実施します。

［基幹相談支援センター等機能強化事業］

地域移行や権利擁護・虐待防止の取り組み、専門的な指導・助言や人材育成への支援に関する業務を、３か所の委託相談支援事業所にあわせて委託し、基幹相談支援センターの事業実施体制を強化します。

［住宅入居等支援事業］

地域で自立した生活をおくるための賃貸住宅への入居などに関する支援を、委託相談支援事業所で実施します。

［自立支援協議会］

「公」と「民」の連携による障害者支援の推進体制を強化するとともに、相談支援事業の効果的かつ中立・公正な実施を推進するよう、基幹相談支援センターが事務局機能を担って、自立支援協議会（p.28 を参照）を運営します。

→「重点的に取り組む事項」１－（５）－③（p.28）とも関連づけて推進します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するよう、申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を、親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて、引き続き実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業［追加］

成年後見制度の利用を推進するうえで、後見人等の担い手のひとつとして法人後見を実施する体制を整備するよう、研修や支援などの実施方法を検討しながら実施します。

⑥ 意思疎通支援事業［従来のコミュニケーション支援事業を再編］

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を、引き続き実施します。

また、平成24年度より実施している、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業と、平成26年度より実施している、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業も、引き続き実施します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を、利用者のニーズをふまえて効果的に行っていくよう検討を行いながら、引き続き実施します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業［従来のコミュニケーション支援事業を再編］

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、手話奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

なお、要約筆記者の養成については、任意事業の要約筆記奉仕員養成研修事業として、あわせて実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人の自立生活や社会参加を促進するよう、市内・市外の事業者に委託して、個別支援型、グループ支援型のサービスを、引き続き実施します。また、車両移送型のサービスについては、引き続き社会福祉協議会に委託して実施します。

また、ガイドヘルパー養成講座を、居宅サービス事業者連絡会と連携して、引き続き

実施します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中活動の場として、精神障害者への相談支援や理解促進などをあわせて行うⅠ型と、社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を、引き続き身体障害者福祉センター、東障害福祉センターと、市内の事業者に委託して実施します。

《任意事業》

① 日常生活支援

［福祉ホーム事業］

常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホームの提供を、引き続き事業者に委託して実施します。

［訪問入浴サービス事業］

自宅での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する事業を、引き続き事業者に委託して実施します。

［日中一時支援事業］

介護者の一時的な休息なども目的として日中活動の場を提供するよう、引き続き事業者に委託して実施します。

② 社会参加支援

［障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業］

障害のある人のスポーツを振興し、スポーツを通じて社会参加を促進するよう、大会の開催や参加への支援等を、引き続き実施します。

［点字・声の広報発行事業］

視覚障害がある人への情報提供として、「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」の配付を、引き続き実施します。

［要約筆記奉仕員養成研修事業］

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、要約筆記奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

［点字等養成講習会］

視覚障害がある人への理解を深め、点字に関するボランティア活動を推進するための講習会を、引き続き実施します。

［自動車改造助成事業］

重度の障害のため就労などに自動車が必要な人が、障害に適応した改造を行う際の経費の一部を補助する事業を、引き続き実施します。

③ 権利擁護支援

［障害者虐待防止センター事業］

障害者虐待の未然防止や早期発見を推進するとともに、相談や通報への迅速な対応と適切な支援を行うよう、基幹相談支援センターと連携して、引き続き運営します。

④ 就業・就労支援

［更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業］

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するよう、更生訓練費と就労支度金の給付を、引き続き実施します。

【地域生活支援事業の事業量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		6人	7人	8人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	40人	42人	44人
	要約筆記者派遣事業	7人	8人	9人
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	25人	25人	25人
	自立生活支援用具	90人	95人	100人
	在宅療養等支援用具	50人	50人	50人
	情報・意思疎通支援用具	60人	62人	64人
	排泄管理支援用具	5,400人	5,500人	5,600人
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	7人	7人	7人
手話奉仕員養成研修事業		65人	65人	65人
移動支援事業		89,784時間 465人	92,928時間 481人	96,084時間 497人
地域活動支援センター		5か所 180人	5か所 180人	5か所 180人
《任意事業》	日中一時支援事業	2,400回	2,400回	2,400回
	訪問入浴サービス事業	300回	310回	320回
	自動車改造助成事業	7件	7件	7件

（３）障害児支援サービスの見込量

児童福祉法に基づく障害児支援サービスを、第３期計画での利用実績や新たなニーズをふまえた次の見込量に基づき、障害福祉サービス等と連携を図りながら提供します。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

本市では、市立あかつき・ひばり園を「児童発達支援センター」として指定管理者制度により運営し、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスを実施しています。また、児童発達支援事業は、市のどんぐり教室や市内・市外の民間の事業所でも提供されています。

児童発達支援センターは、乳幼児期の療育のセンター的機能を発揮し、関係機関等や事業所等への専門的な支援も含めて事業を実施するよう、市と指定管理者が連携して運営します。

また、自立支援協議会に新たに設置する障害児部会の障害児サービスの事業者連絡会を通じて、市、児童発達支援センターと事業者が連携し、継続性のある療育を支援するよう取り組みます。

② 放課後等デイサービス

放課後や長期休業中の訓練や活動の場を提供する放課後等デイサービスは、市内・市外の事業者によって提供されています。

留守家庭児童会や日中一時支援事業などの多様な支援方策と調整を図りながら、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、自立支援協議会（障害児部会）や事業者連絡会を通じて連携を図りながら推進します。

→「重点的に取り組む事項」２－（２）－③（p.31）とも関連づけて推進します。

③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して障害のある子どもの訓練やスタッフへの指導などの専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）が実施しています。

関係機関の理解を得て障害のある子どもや保護者のニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会（障害児部会）等を通じて連携を図りながら推進します。

④ 障害児相談支援

障害児支援サービス（通所サービス等）を利用する際に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援は、児童発達支援センターや民間の指定相談支援事業所で実施されて

います（※）。

障害児支援サービスを利用する人全員に障害児相談支援を実施するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害児支援サービスを実施する事業所などとも連携して取り組みます。

→「重点的に取り組む事項」１－（５）－②（p. 28）とも関連づけて推進します。

【障害児支援サービスの見込量】（１か月あたり）　［上段：日　下段：人］

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	1,546	1,646	1,747
	184	196	208
医療型児童発達支援	292	292	292
	37	37	37
放課後等デイサービス	2,419	2,527	2,635
	224	234	244
保育所等訪問支援　［回］	3	4	5
障害児相談支援　［人］	122	131	141
計画相談支援【再掲】（※）　［人］	4	5	5

（※）障害福祉サービス（居宅サービス等）のみを利用する人には、p. 14 に記載した計画相談支援により、サービス等利用計画を作成します。

（４）障害福祉サービス等の提供・利用を進める取り組み

見込量に基づく障害福祉サービス等を確保するとともに、必要な人が的確に利用できるよう、次の取り組みを推進します。

① サービス等の充足状況の把握と共有

・障害福祉サービス等の利用実績等の量的・質的な面での分析を、計画推進委員会、自立支援協議会等で年２回実施し、充足されていないサービス等の状況を的確に把握して、自立支援協議会を通じて共有するとともに、公表などを行っていきます。

② 事業者や従事者の確保

・見込量に基づく必要量を確保するとともに、ニーズに応じて選択できる多様なサービス提供体制を構築するために、新規の参入等も含めて事業者を増やしていくよう、情報発信などを推進します。

・障害福祉サービス等に従事する人材を確保するよう、福祉の仕事に対する理解を広げるための取り組みなどを、自立支援協議会を通じて関係機関や事業者等と連携しながら推進します。

・安定した事業運営や従事者の適切な処遇を確保するため、障害福祉サービスの報酬等の充実を図るよう、国などに引き続き要望します。また、地域生活支援事業の報酬や委託料についても、財源の確保に努めます。

③ 新たなサービスの開発やニーズに応じた提供

・既存のサービスでは対応が難しいニーズに関して、新たなサービスの導入や開発を推進するよう、自立支援協議会で検討しながら取り組みます。
・難病の人が障害福祉サービスの対象となったこともふまえ、障害の特性に応じて柔軟にサービスを提供する方法などについて、自立支援協議会で検討し、推進します。また、介護保険サービスとあわせて効果的に支援する方法についても、制度改正の影響などをふまえて検討していきます。
・サービス等利用計画に基づき、ニーズに応じたサービスの支給決定を的確に行っていくよう、支給決定ガイドラインを適切に運用するとともに、必要に応じて見直しを行っていきます。

④ サービス利用の促進

・障害福祉サービスの対象となった難病の人なども含め、支援を必要とする人が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、情報提供を充実するとともに、的確に伝えるための取り組みを推進します。
・基幹相談支援センターをはじめとする相談窓口の周知を図り、気軽に相談できるようにするとともに、相談窓口の連携を強化し、どこに相談しても適切な支援につながるネットワークを充実します。
・ニーズがありながらサービス等を利用していない人を発見し、適切な支援につないでいくよう、相談支援やサービス提供を行う事業者などが積極的に取り組むとともに、身近な地域組織等とも連携していくよう、自立支援協議会などを通じて呼びかけます。

⑤ サービスの質の向上

・自立支援と権利擁護の視点に立った質の高いサービスを提供するよう、事業者連絡会等を通じて情報提供を行うとともに、事業者、従事者への研修等を推進します。
・利用者の意見や苦情をサービスの改善につないでいくよう、事業所での対応を推進します。また、市もオンブズパーソン（苦情調整委員）制度等も活用して取り組みます。
・利用者がニーズにあった質の高いサービスを選択するため、事業者の情報開示や第三者評価の実施などを推進するよう、事業者連絡会等を通じて呼びかけます。

（５）地域生活を多面的に支える取り組み

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人なども含めて、障害福祉サービス等を活用しながら地域で生活するうえで必要となるさまざまな支援を多面的に行っていくよう、次の取り組みを推進します。

① 地域での「住まい」への支援

・グループホームの充実とあわせて、賃貸住宅等を活用した自立生活を推進するよう、住宅入居等支援事業による相談支援を推進するとともに、障害に対応した住宅の確保なども進めていくよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）で検討、推進します。

② 地域での理解や支えあいの推進

・障害の有無を超えて共生するまちづくりを推進するために、障害のある人もない人も“思い”やニーズを共有しながら、話しあいを進めていくよう、当事者団体や地域組織の参加も得て、多くの人が関心をもつテーマである災害時に支えあう体制づくりや、地域のまちづくりを協働して進める組織づくりなどとも関連づけながら取り組みます。

→「重点的に取り組む事項」１－（３）－①（p.26）とも関連づけて推進します。

③ さまざまなサービスの連携による支援の推進

・日中活動系サービスを利用している人が、家庭や地域でも安心して生活できるよう、他のサービス等と連携した支援を行う取り組みなどを、サービス等利用計画や個別ケア会議等を通じて推進します。

→「重点的に取り組む事項」１－（４）－②（p.26）とも関連づけて推進します。

④ 権利擁護に関する支援の推進

・判断能力に不安がある人などの日常的な金銭管理や、サービス利用に関する手続きなどを支援する日常生活自立支援事業を、必要に応じて利用できるよう、事業実施する社会福祉協議会とも連携して、実施体制の充実を図ります。

・成年後見制度による支援へのニーズが増えてくることをふまえて、担い手の確保や的確な利用を支援するしくみの充実を図るよう、自立支援協議会で検討します。

→「重点的に取り組む事項」３－（３）－①（p.34）とも関連づけて推進します。

⑤「地域生活を支えるしくみづくり」の推進

・上記の取り組みを効果的に進めるために、関係機関や事業者等が連携して総合的に支援する「地域生活を支えるしくみづくり」を、自立支援協議会で検討、推進します。

→「重点的に取り組む事項」１－（１）－②（p.25）とも関連づけて推進します。

（６）就労に関する支援を進める取り組み

企業等での一般就労、福祉事業所での福祉的就労、中間的就労なども含めて、ニーズに応じた支援を進めていくよう、次の取り組みを推進します。

① 就労支援のネットワークの充実

・就労に向けた準備（職業教育や訓練、実習等）、就職活動の支援、継続して就労するための生活面も含めたフォローなどを一連の流れとして進めるとともに、実習や就労の場となる事業所を増やす取り組みを総合的に進めるしくみを、障害者就業・生活支援センターを中心として充実していくよう、自立支援協議会（就労支援部会）を通じて推進します。

② 就労や実習の場の確保

・中間的就労なども含めた就労や、就労に向けた実習を受け入れる事業所を増やしていくための取り組みを、平成27年度から実施する生活困窮者の自立を支援する取り組みとも連携しながら、自立支援協議会（就労支援部会）で推進します。
・市庁舎内での実習を、職域の拡大、実習期間の延長なども行いながら継続し、就労のためのスキルアップを図ることができるようにしていきます。
・市での障害者雇用を推進するため、障害のある人が働きやすい環境の整備に努め、多様な雇用形態を含めた採用を検討します。

③ 職場定着のための支援の推進

・一般企業等に就労した人が職場に定着するよう、生活面も含めた継続的な支援を障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労支援を行う事業所などが連携して効果的に行うしくみづくりを、自立支援協議会（就労支援部会）で検討、推進します。
・職場でのステップアップを、就業先の企業等とも連携して支援する取り組みについても、あわせて検討します。

→「重点的に取り組む事項」１－（４）－①（p. 26）とも関連づけて推進します。

④ 工賃向上のための取り組みの推進

・就労継続支援（Ｂ型）事業所等での工賃向上を推進するよう、障害者優先調達推進法に基づく市の取り組みを推進します。
・民間の事業所等での取り組みを推進するための情報発信などを、自立支援協議会（就労支援部会）や福祉施設協議会等と連携して推進します。

第３章　障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

長期的な視点に立って障害者施策を推進するための基本方向である「寝屋川市障害者長期計画」では、社会情勢や課題の変化等をふまえて具体的に推進していくうえで重点的に取り組む事項を、３年ごとに策定する障害福祉計画で定めることとしています。

第４期の障害福祉計画では、次の３点を重点事項として定め、計画推進委員会や自立支援協議会の各会議等で検討を行いながら、市民、団体、事業者、関係機関等と協働して推進します。

１．地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実
２．乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり
３．共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進

１．地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実

【背景と目的】

平成18年に障害者自立支援法が施行され、新体系による障害福祉サービス等の提供体制の整備が推進されてきました。相談支援も拡充され、一人ひとりのニーズに応じた支援のしくみが一定整ってきたなかで、重度の障害のある人や、既存の制度・支援の谷間となり、必要な支援を十分に受けることができていない人のニーズなどへの対応を進め、だれもが地域で“自分らしく”自立して生活できるよう支援していくことが重要な課題となっています。

地域の課題を集約し、自立支援協議会等を通じて関係者で広く共有しながら、役割分担と協働によって、多様なニーズに対応したサービスの推進や新たな開発などに取り組んでいきます。また、そのために、基幹相談支援センターが中核的な役割を担い、“つなぎ”の機能を強化していきます。

【重点的に取り組む事項】

（１）重度化・高齢化や制度の谷間への対応なども含めた、多様なサービス等の確保・創出

① 重度の障害がある人を支援するサービス等の充実

重度の障害がある人の地域生活を支援するため、常時の介護や医療的なケアが必要な人などに対応したサービスの提供を推進していくために、自立支援協議会（地域生活支援部会）に（仮称）難病・医療的ケア検討サブワーキングを設置し、保健・医療分野も含めた関係機関・団体等と検討を進めます。

そのなかで、近隣の自治体なども含めた地域資源の状況をふまえて、確保が必要となるサービスを整理するとともに、事業者によるサービス等の実施や人材養成などを支援する方策について、事業者連絡会や福祉施設協議会等とも連携して検討します。

②“障害者の高齢化”に対応した取り組みの推進

障害のある人の高齢化に対応した障害福祉サービスのあり方や、介護保険サービスや医療との連携などについて、自立支援協議会で検討し、取り組んでいきます。

また、障害のある人を介護している親などの高齢化も進んでおり、そのこともふまえて、地域で自立して生活するための支援や、効果的に進めるためのしくみづくりを、福祉施設や医療機関からの地域移行支援の取り組みともあわせて推進します。

③ 難病の人などへのサービス提供の推進

障害者総合支援法で障害福祉サービスの対象となった難病の人や子どもへのサービス提供を推進するよう、進行性の疾患などに対応した利用のしくみづくりや、適切な対応を行うための理解を進める方策などについて、自立支援協議会（地域生活支援部会）に（仮称）難病・医療的ケア検討サブワーキングを設置し、関係機関・団体や事業者等と連携して検討、推進します。

④ 発達障害のある人などへの支援の推進

発達障害への理解を広げ、保健、医療、福祉、教育等の分野での支援の取り組みを推進するよう、第３期計画に基づいて作成したサポート手帳も活用しながら呼びかけます。

また、成人期の発達障害や社会的ひきこもりの人の就労や社会参加などへの支援を推進するよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）の大人の発達障害・ひきこもり検討サブワーキング等を通じて啓発を行い、理解を広げるとともに、社会参加のための場づくりや就労支援のしくみづくりなどに取り組みます。

（２）地域生活支援等の拠点となる機能の整備

① 地域生活支援拠点等の整備の推進

障害のある人の地域生活を支援するための「地域生活支援拠点」を、本市のニーズやサービス提供体制の状況などを考慮して整備するよう、検討組織を設置し、計画推進委員会、自立支援協議会の意見をふまえながら検討します。

この拠点では、地域生活を始めるための相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、地域の体制づくりを行う機能と専門性を確保することが求められており、既存の資源を効果的に活用した面的な連携も視野に入れ、平成29年度末までの整備に取り組みます。

（３）災害時・緊急時の支援体制の充実

① 地域での支援体制の充実

障害のために、災害時に自身や家族などの力だけでは迅速に避難することが難しい人を支援するよう、「避難行動要支援者名簿」を効果的に活用して情報を共有しながら、状況に応じた対応ができる体制づくりを、地域組織や当事者団体等と連携して検討、推進します。

また、福祉事業所における災害時の支援を進めるために、サービス等利用計画に災害時の対応に関する情報を記載するとともに、事業者と地域が連携して支援するためのつながりづくりなどを推進するよう、事業者連絡会等と連携して取り組みます。

② 障害に対応した避難所運営の推進

災害時の各地域の避難所が、障害のある人にも配慮して運営されるよう、障害の特性をふまえたマニュアルを作成するとともに、当事者が参加する自主防災訓練の実施などを、地域組織や当事者団体等と連携して推進します。

また、地域の避難所での生活が難しい人に対応するために、事業者の協力を得て設置した福祉避難所が効果的に運用できるよう、対応マニュアルを作成します。

あわせて、避難時に必要となる薬や物資の備蓄についても、事業者や関係機関等と連携して検討、推進します。

③ 緊急時の情報伝達の推進

必要な医療や支援を伝えるためのツールとして「命のカプセルあんしん」や「緊急時情報カード」をいっそう普及するとともに、情報の定期的な更新や、これらを活かした対応を進めるように周知を図るなど、効果的に活用するための取り組みを推進します。

（４）就労支援と生活支援の一体的な推進

① 就労者のフォローアップの充実

就労移行支援事業などを利用して企業等に就労した人が安定した生活を継続できるよう、仕事と生活の面のフォローアップなどを行う支援の充実や、効果的に進めるしくみづくりを、就業・生活支援センターや就労支援事業所等と連携して推進します。

② 福祉的就労の場などでの取り組みの推進

福祉的就労や日中活動の場で、サービス等利用計画を活かして生活全体を見た支援を行っていくよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）に事業者連絡会を設置し、福祉施設協議会等とも連携して検討します。

（５）相談支援による“つなぎ”の充実と、幅広い協働による総合的な支援の推進

① 基幹相談支援センターの機能の充実

基幹相談支援センターは、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着の支援、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止の機能をもつ、障害のある人への相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業（地域生活支援事業）を担う事業者が連携して、ネットワーク型の運営を行います。

センターでは、４つの機能を発揮するため、次の取り組みを推進します。

《総合相談・専門相談》

・市と相談支援事業所が連携し、福祉事務所のケースワーカー等とも調整を図りながら、障害のある子どもも含めた相談に総合的に対応します。
・ピアサポートセンターの機能を引き継ぎ、ピアカウンセリングを実施します。

《地域移行・地域定着の支援》

・相談支援事業所が実施する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を効果的に推進するよう、「公」・「民」の多様な主体が連携して支援するための調整や、しくみづくりなどのサポートを行います。また、入所中・入院中の人への地域移行支援員や地域相談マネジャーによるはたらきかけを、相談支援事業所と連携して推進します。
・刑務所などの矯正施設や、医療観察による入院から社会復帰する人への地域生活支援は、基幹相談支援センターが窓口となり、関係機関等と連携して推進します。

《地域の相談支援体制の強化》

・市と相談支援事業所が基幹相談支援センターを連携して運営するとともに、自立支援協議会の相談支援ネットワーク会議等を通じて情報や課題を共有し、多様なニーズに対応した相談支援ができる体制づくりを推進します。
・サービス等利用計画の作成や継続的なモニタリングを行う計画相談支援の充実を図るよう、計画相談支援の事業者連絡会を通じてスキルアップ等の支援を行うとともに、支援困難ケースに的確に対応していくうえでのサポートなどを行います。
・あわせて、基幹相談支援センターが自立支援協議会の事務局機能を担い、各専門部会と協働して、課題解決に向けた取り組みやしくみづくりを推進します。

《権利擁護・虐待防止》

・成年後見制度の利用などによる権利擁護支援を推進するよう、情報発信や相談対応などを行い、専門機関等が効果的に利用できるよう支援します。
・「障害者虐待防止センター」と連携して、支援困難ケースにおける虐待を防止するための支援や、解決に向けたサポートなどを行います。

【基幹相談支援センターの機能】

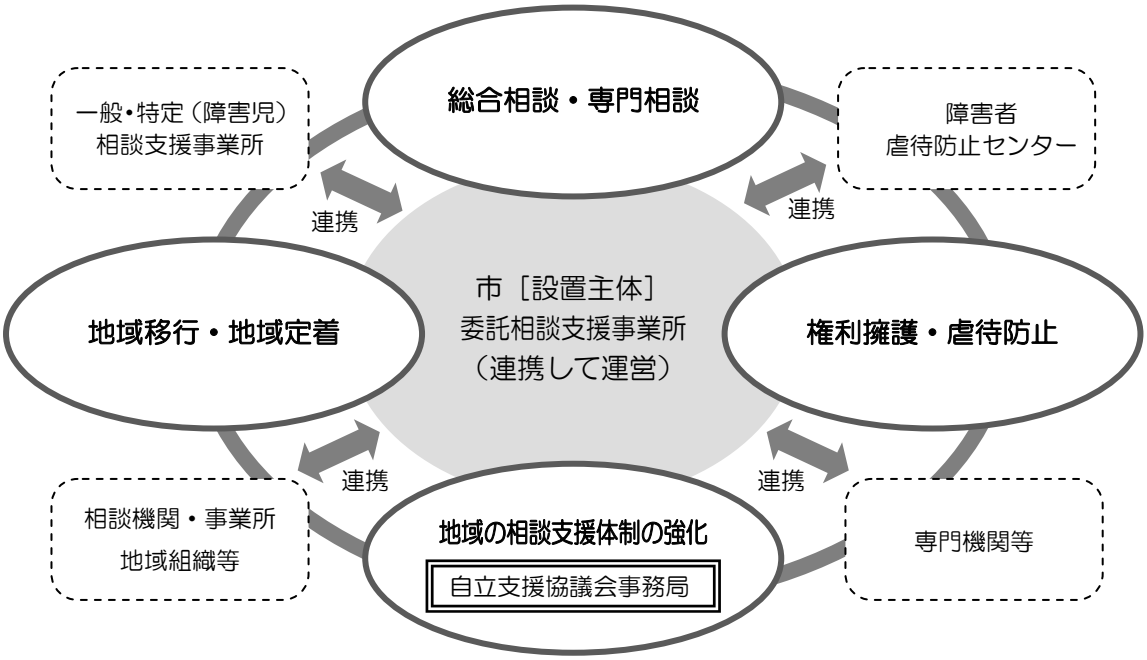

② 計画相談支援の充実

障害福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画を作成し、継続的にモニタリングを行いながら、ニーズに的確に対応した支援をさまざまなサービス等を組みあわせて効果的に行っていくよう、計画相談支援や障害児相談支援の充実を図ります。

そのため、計画相談支援・障害児相談支援を行う事業所を増やしていくよう、障害福祉サービス・障害児支援サービス等を提供する事業所、介護保険のケアプランを作成する事業所等への呼びかけや支援を行っていきます。また、相談支援専門員のスキルアップを図るよう、事業者連絡会等を通じて情報交換や研修等を推進します。

あわせて、本人などが作成するセルフプランを希望する人に、適切なプランづくりのための情報提供や支援などを推進します。

③ 自立支援協議会の推進

本市では、各期の障害福祉計画と連動させて自立支援協議会のあり方を見直し、組織や取り組みの充実を図ってきました。

第４期計画では、基幹相談支援センターが事務局機能を担い、各専門部会の運営を支援しながら、「公」・「民」の多様な関係者の連携による本市の障害者支援の推進体制を強化するとともに、集約された課題の解決に向けた取り組みを推進します。

そのために、障害児部会を設置するとともに、第３期の取り組みもふまえて新たなサブワーキング等を設置し、課題解決に向けた協議や活動を推進します。

また、各部会のサブワーキングとして、サービス種別ごとの事業者連絡会を市が呼びかけて設置し、市と事業者等が情報と課題を共有しながら、協働してサービス提供体制の充実やニーズに応じた支援の推進などに取り組みます。

【自立支援協議会の構成】

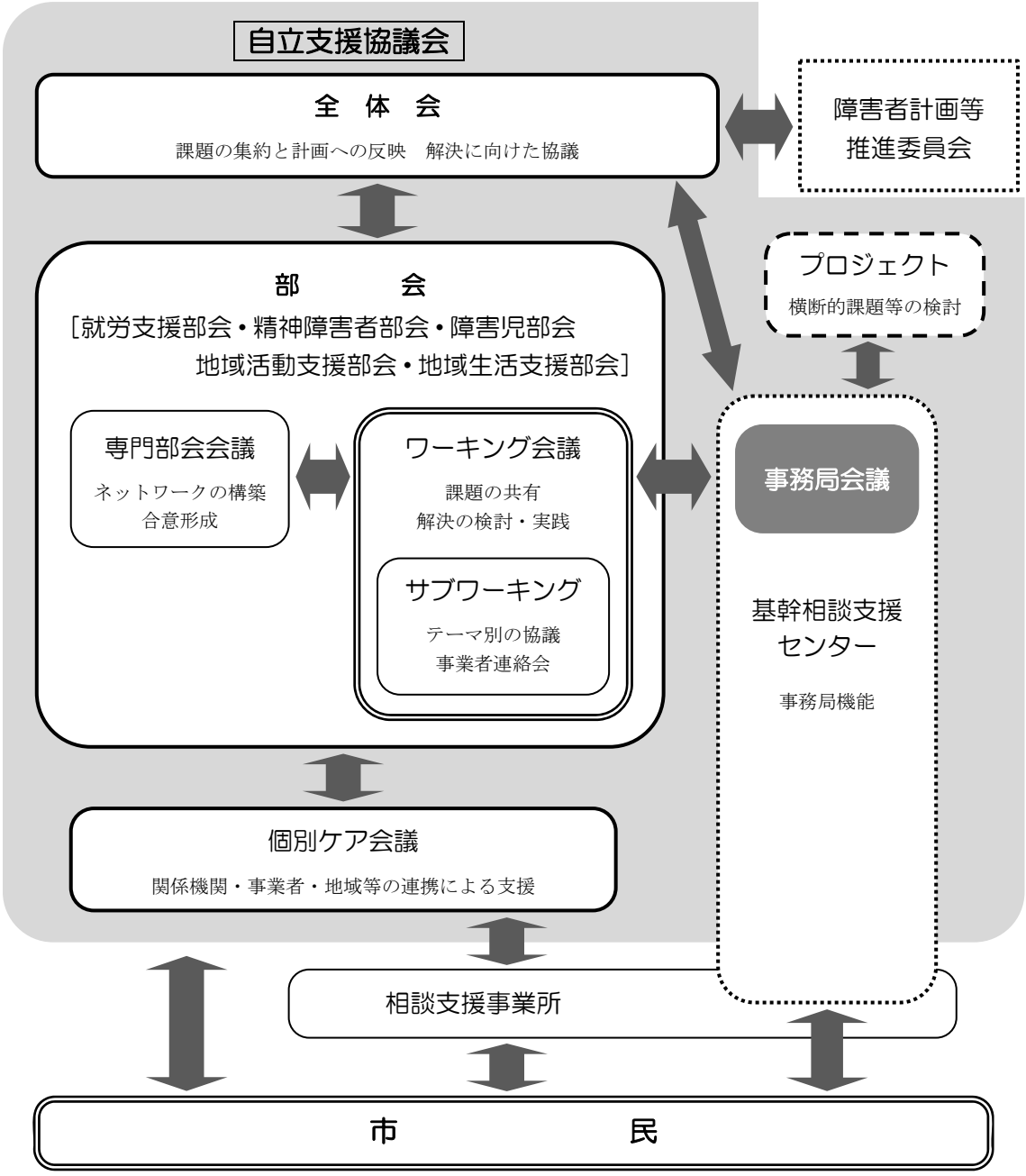

《全体会》

・各部会を通じて課題を集約し、計画推進委員会と密接に連携して計画への反映も図りながら、各部会で役割を分担して解決していくための協議などを行います。

《部会》

・部会の中核をなす「ワーキング会議」は、具体的なテーマに即した協議や事業者の連携を図る「サブワーキング」の取り組みも通じて課題を集約し、全体会や事務局会議で共有を図りながら、解決に向けた検討と、関係者の連携による取り組みを進めます。
・こうした取り組みをより多くの機関等の参加のもとで推進するよう、「専門部会会議」を通じてネットワークの充実を図ります。
・部会を横断する課題などは、必要に応じて時限的な「プロジェクト」で検討します。

２．乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり

【背景と目的】

本市では、障害のある子どもの療育や教育に関わる機関が「寝屋川市障害児関係機関協議会」（通称：五者協）を通じて連携を図りながら、乳幼児期から学齢期の継続的な支援を行っています。障害者制度改革のなかで障害児支援と障害福祉サービスを一体的に進める方向となり、これまで以上に多様な主体が協働し、ライフステージを通じた支援を行っていくしくみを構築していくことが求められています。

また、国の検討会が示した「今後の障害児支援の在り方」の報告書では、すべての子どもの育ちへの支援のなかに障害児支援を位置づけ、そのなかで個々のニーズに応じた支援を行っていくという方向が示されています。

こうした状況をふまえ、乳幼児期から学齢期、成人期も見通したライフステージを通して、保健、医療、福祉、教育、就労などの分野を横断して、「公」と「民」の多様な主体が連携して支援するしくみを、本市のこれまでの取り組みの蓄積や多様な資源を活かしてつくっていくよう、自立支援協議会等を通じて連携を図りながら推進します。

【重点的に取り組む事項】

（１）ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築

① 自立支援協議会を活かした障害児支援体制の充実

乳幼児期から学齢期を継続して支援するとともに卒業後も見すえた「縦のつながり」と、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の分野を超えた「横のつながり」による障害児支援体制を構築するよう、自立支援協議会に障害児部会を設置し、幅広い関係機関が現状と課題を共有しながら、地域とも連携して、解決に向けた取り組みを推進します。

（２）多様な主体の協働による障害児療育体制の構築

①「公」・「民」の協働による支援のしくみづくり

本市では、早期療育の中核的な役割を担う児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）を指定管理者制度に移行し、事業者の専門性を活かした効果的な事業運営を進めています。また、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児支援サービスにも、多くの民間事業者が参入してきています。

こうした状況のなかで、市が中心的な役割を担いながら、多様な主体が協働して支援を行うしくみを構築するよう、自立支援協議会（障害児部会）を通じて推進します。

また、児童発達支援センターが専門的機能を発揮し、相談支援や保育所等訪問支援などを通じて地域での取り組みを支援しながら、乳幼児期の療育の中核的な機能を担っていくよう、本市の状況をふまえたあり方を障害児部会等で検討し、指定管理者と連携して、専門的な人材の確保や事業の充実を推進します。あわせて、地域で暮らす障害のあ

る子どもの育ちを支えていくよう、発達巡回相談等の事業についても継続して取り組んでいきます。

【多様な主体の協働による障害児支援体制のイメージ】

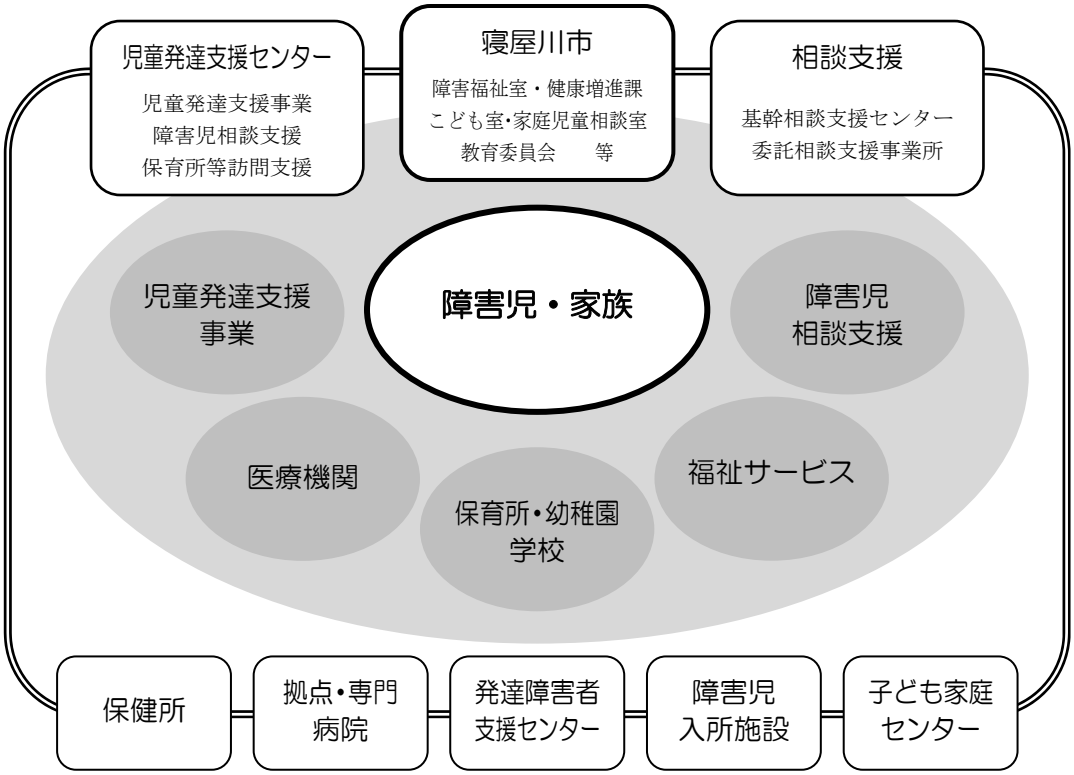

② 保健・医療・福祉と教育の連携を進める取り組みの推進

障害者制度改革のなかで、インクルーシブ教育（障害のある人と障害のない人がともに学ぶしくみ）を推進するという視点で障害のある子どもの就学支援のしくみが変わり、保健・医療・福祉と教育に関わる機関が情報を共有し、一人ひとりの成長の経過をふまえた支援をいっそう進めていくことになりました。また、市の行政とのつながりが少なくなる義務教育終了後の教育や生活について、ニーズに応じた支援を進めることも課題となっています。

本市では障害児関係機関協議会を設置し、乳幼児期から学齢期の保健・福祉・教育に関わる「公」を主体とした機関が連携して支援を進めていますが、「民」の事業者による障害児支援サービスを利用する人も増えている状況をふまえて、「公」・「民」が情報や課題を共有しながら、より効果的に連携し、適切な療育・教育を推進していくよう、自立支援協議会（障害児部会）にワーキング等を設置して取り組みます。

③ 障害児支援サービス事業者連絡会の推進

児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおいて、各事業所の特長を活かしながら、

障害のある子どもや保護者のニーズに応じた質の高いサービスを提供していくよう、事業者連絡会を通じて情報を共有しながら、課題解決に向けた取り組みを推進します。

【ライフステージを通じた療育体制のイメージ】

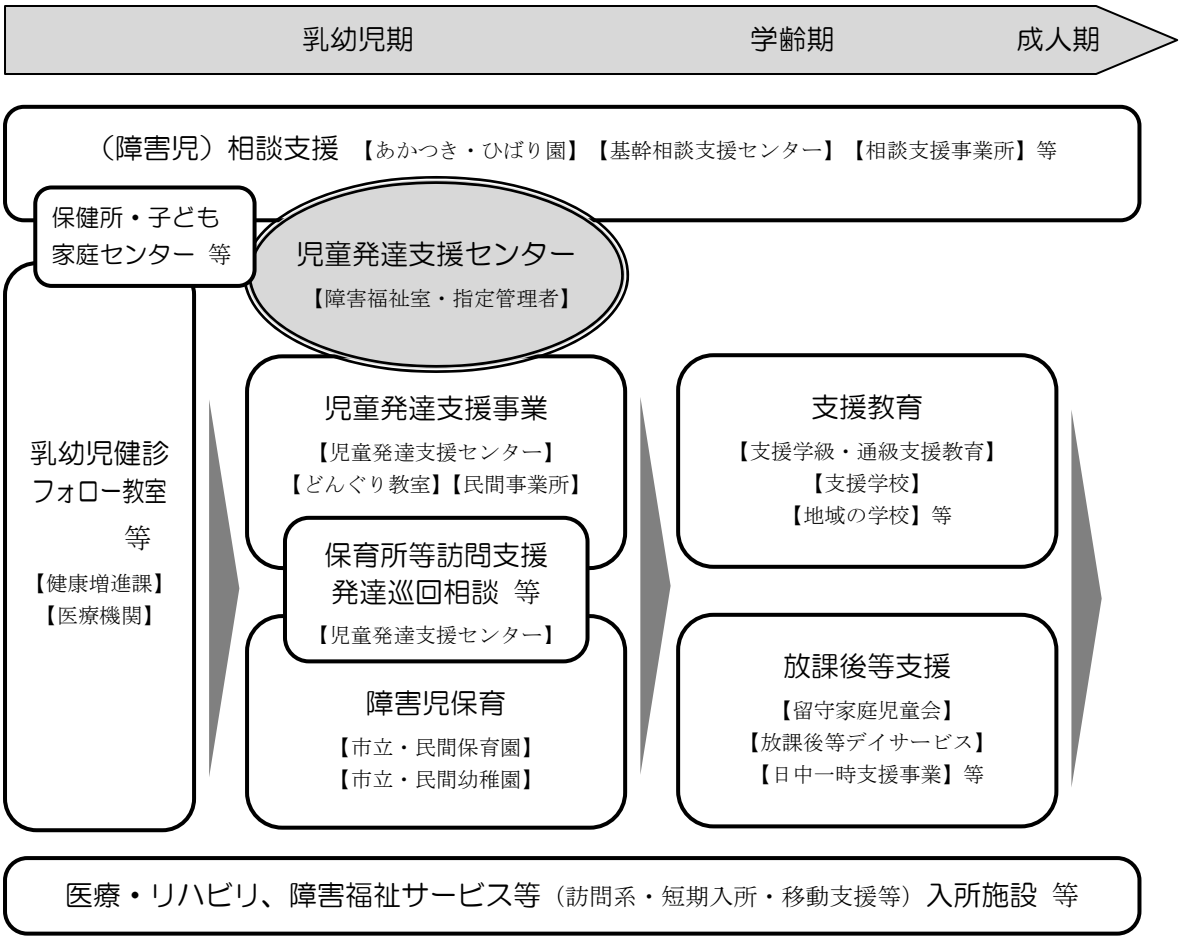

（3）家族に対する支援の充実

①「子ども・子育て支援」のなかでの取り組みの推進

平成27年４月から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が主体となり、障害児等の特別な支援が必要な子どもなどを含めた子ども・子育て家庭全体を対象として、地域の実情に応じて効果的に子ども・子育て支援に取り組みます。新制度に基づき第４期計画と同時にスタートする「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」における子育て支援施策と連携しながら、地域が一体となって、障害のある子どもと家族への支援を推進します。

② 家族を支援する相談やサービス等の充実

障害児支援サービスや障害福祉サービスを利用するすべての子どもに、サービスを利用するための計画を作成し、継続的にモニタリングを行う障害児相談支援・計画相談支

援を実施することを通じて、ニーズに応じたサービスを適切に提供するとともに、さまざまな相談を受けて課題解決に向けて支援するよう、相談支援事業所と連携して取り組みます。

また、家族のレスパイト（休息）を支援するサービスとして、短期入所が適切に利用されるよう、新たに設置した「大谷の里」を含め、各事業所の受け入れ体制の充実や効果的な利用調整のしくみなどを、自立支援協議会を通じて推進します。

③ 当事者活動の推進

障害のある子どもを育てている家族は、子どもに障害があることによる不安や悩み、ストレスなどを抱えていますが、家族どうしが、お互いを理解したなかで話しあったり、支えあうことで、軽減できることも多くあります。また、子どもの状態に応じた支援を行ううえで必要な情報や知識を身につけるための学びあいへのニーズも高まっています。

こうした当事者による活動を推進するよう、基幹相談支援センターによるピアサポートの取り組みを推進するとともに、自立支援協議会（地域活動支援部会）を通じて当事者団体等と連携を図りながら、支援していきます。

３．共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進

【背景と目的】

国連の障害者権利条約をふまえて平成23年に改正された障害者基本法では、すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を有し、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会の実現をめざすことが、法律の目的として明記されました。こうした考え方のもとで、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正などが行われ、具体的な取り組みを推進していくことが求められています。

障害者差別解消法が平成28年４月に施行されることをふまえて、市の行政機関が先導して取り組み、市域全体で障害のある人への差別的な対応をなくすとともに、虐待などの権利侵害も防止するなど、権利を守る取り組みを推進します。

【重点的に取り組む事項】

（１）社会的障壁をなくしていくための取り組みの推進

① 障害者差別解消法に基づく取り組みの推進

障害者差別解消法に基づき、市の機関での差別的な取り扱いを防止するとともに、社会的な障壁を取り除くための合理的配慮を推進していくために、本市の対応要領に基づく取り組みを進めるよう、職員への研修を行いながら、各部署で推進します。

また、民間事業者においても積極的に取り組まれるように周知を図るとともに、市民の理解を広げていくよう、啓発を推進します。

（2）虐待や権利侵害を防止・解決する取り組みの充実

① 虐待や権利侵害の防止と適切な対応の推進

障害のある人への家庭、福祉事業所、職場などでの虐待や、さまざまな場面での権利侵害を防止するよう、「障害者虐待防止センター」が中心となって、虐待や権利侵害についての正しい理解や、養護者（介助を行っている家族等）を支援することの重要性などについての啓発を推進します。

また、関係者や地域などと連携して、虐待や権利侵害を早期に発見し、適切な対応につなぐよう、発見した際には通報の義務があることや、相談や通報の窓口となる障害者虐待防止センターの周知を図ります。

虐待などについての相談や通報・届出を受けたときは、迅速かつ的確な対応を図り、安全の確保や解決に向けた適切な対応を行っていくよう、関係機関等との連携の強化や、対応するメンバーのスキルアップに取り組みます。

さらに、個々のケースの課題を自立支援協議会等にフィードバックし、虐待などの問題の発生を予防する取り組みも推進します。

（3）権利擁護支援の体制づくり

① 成年後見制度等の利用の促進

判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理などを支援するためのツールのひとつとして、成年後見制度を効果的に活用していくよう、成年後見制度利用支援事業なども活用しながら、支援が必要な人の利用を促進します。

また、後見人等を確保するための取り組みのひとつとして、成年後見制度法人後見支援事業を実施し、法人後見を実施する法人や担い手の養成に取り組みます。

さらに、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の利用も促進するよう、事業を実施する社会福祉協議会と連携して、実施体制の充実に努めます。

② 権利擁護支援のしくみづくりの推進

成年後見制度の利用なども含め、権利擁護支援の取り組みを効果的に推進するため、専門的な機能をもつ機関として、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）に位置づけている「(仮称)権利擁護支援センター」を設置するよう、高齢者に対する権利擁護支援の取り組みなどとも連携して、検討を進めます。

寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）の概要

計画の目的

○平成10年６月に策定した「寝屋川市障害者長期計画」の成果と課題をふまえつつ、障害者自立支援法の制定をはじめとする障害者支援をとりまく状況の大きな変化に対応し、今後の取り組みをすすめていくうえでの方向性を定めるために、「寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）」を策定しました。

計画の位置づけ

○障害者基本法に基づく市町村障害者計画です。そのため障害者基本法の規定に基づき、国の障害者基本計画および府の障害者計画を基本とするとともに、「第四次寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」とも整合性を図るよう策定しました。
○障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の上位計画です。したがって「寝屋川市障害福祉計画」は本計画と調和を図り、具体的に推進していくための計画と位置づけて策定しました。

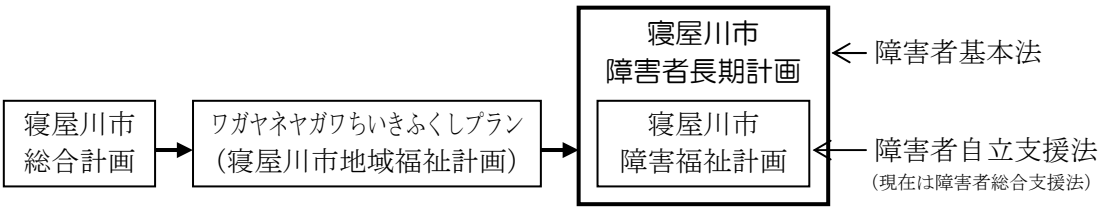

計画の期間

○長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するよう、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画として策定しました。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
10年度～ 寝屋川市障害者長期計画	寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）											→
寝屋川市障害福祉計画（第１期計画）		寝屋川市障害福祉計画（第２期計画）			寝屋川市障害福祉計画（第３期計画）			寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）				→

計画の策定方法

○市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。
○市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市民・当事者のニーズや意見を広く把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しました。

計画の進行管理

○「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行います。
○「寝屋川市障害福祉計画」で重点的に取り組むべき事項や数値目標等を検討し、具体的な推進を図ります。

計画の体系

障害者支援の基本方向

ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり

障害者支援の視点

（1）だれもが地域で心豊かに暮らしていくうえで必要なことを支援します
（2）一人ひとりの思いや自分らしさを尊重して支援します
（3）地域のさまざまな力をつないで支援します

障害者支援の目標

（1）だれもがともに暮らせるまちづくり	（2）一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり	（3）自分らしい生活を支えるサービスづくり

障害者支援の推進方向

Ⅰ．だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進
   (1) 障害についての理解の推進
   (2) 地域で支えあう活動の推進
2. 快適で安全な生活環境整備の推進
   (1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進
   (2) 安全なまちづくりの推進

Ⅱ．一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実
   (1) 継続的な支援のしくみづくり
   (2) 障害児の療育・教育の推進
   (3) 生涯学習の推進
   (4) 自立生活に向けた支援の推進
2. 就労や社会的活動への参加の推進
   (1) 一般就労の推進
   (2) 福祉的就労や日中活動の推進
3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進
   (1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

Ⅲ．自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実
   (1) 情報提供と相談支援の充実
2. 生活を支援するサービスの充実
   (1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実
   (2) 居住の場の確保の推進
   (3) 経済的安定のための支援
3. 権利擁護に対する支援の充実
   (1) 権利擁護に対する支援の充実

計画推進のための取り組み

（1）計画推進体制の充実
（2）事業の推進体制の充実
（3）計画的・効果的な事業実施の推進

障害者支援の推進方向【体系】

Ⅰ．だれもがともに暮らせるまちづくり

１．障害についての理解と支えあいの推進

（１）障害についての理解の推進
- １）障害についての啓発と交流の推進
- ２）福祉教育の推進

（２）地域で支えあう活動の推進
- １）障害者を支援する地域福祉活動の推進
- ２）当事者活動の推進

２．快適で安全な生活環境整備の推進

（１）だれもが利用しやすいまちづくりの推進
- １）都市施設のバリアフリー化の推進
- ２）障害者等に配慮した交通の充実
- ３）情報のバリアフリー化の推進

（２）安全なまちづくりの推進
- １）防災対策の推進
- ２）防犯対策の推進
- ３）交通安全対策の推進
- ４）徘徊行動のある人への支援の推進

Ⅱ．一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

１．生涯を通じた発達と学習への支援の充実

（１）継続的な支援のしくみづくり
- １）発達や療育を継続的に支援するしくみの構築

（２）障害児の療育・教育の推進
- １）早期療育と障害児保育の充実
- ２）特別支援教育の充実
- ３）高等教育の推進

（３）生涯学習の推進
- １）生涯学習・スポーツ等の推進

（４）自立生活に向けた支援の推進
- １）自立生活に向けた支援の推進

２．就労や社会的活動への参加の推進

（１）一般就労の推進
- １）就労に関する相談支援の充実
- ２）就労のための訓練等の充実
- ３）就労の場の確保
- ４）就労への定着のための支援の推進

（２）福祉的就労や日中活動の推進
- １）福祉的就労の推進
- ２）日中活動の推進

３．身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進	（１）保健・医療・リハビリテーションの推進 １）健康の保持・増進への支援 ２）障害のある人への医療の充実 ３）リハビリテーション医療や機能訓練の充実 ４）障害の原因となる疾病等の予防の推進

Ⅲ．自分らしい生活を支えるサービスづくり

１．情報提供と相談支援の充実	（１）情報提供と相談支援の充実 １）情報提供の充実 ２）多様な相談支援の場づくり ３）相談支援ネットワークの充実 ４）ケアマネジメントの充実 ５）的確なサービス支給決定の推進
２．生活を支援するサービスの充実	（１）地域での生活や介護を支援するサービスの充実 １）生活や介護を支援するサービス等の充実 ２）家族介護者等への支援の充実 ３）余暇活動への支援の充実 （２）居住の場の確保の推進 １）地域自立生活のための居住の場の確保 ２）施設入所支援の充実 （３）経済的安定のための支援 １）年金・手当等の充実 ２）経済的負担の軽減
３．権利擁護に対する支援の充実	（１）権利擁護に対する支援の充実 １）権利擁護をすすめる体制づくり ２）権利擁護に関する相談・支援の推進 ３）後見的支援の充実 ４）虐待防止の取り組みの推進

資　料

【計画策定の経過】

平成26年　７月25日　第30回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

８月25日～９月７日
障害福祉サービス等に関するニーズ調査を実施
（有効発送数 4,060通、有効回収数 1,819通、有効回収率 44.8%）

10月９日　第31回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

12月18日　第32回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

平成27年　２月１日～２月28日
計画（素案）に対する意見等の募集（パブリックコメント）を実施
（意見提出者 ２人、意見延べ件数 16件）

３月18日　計画策定に伴う法定協議を終了（府回答）

３月25日　第33回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

３月末日　寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）を策定

【寝屋川市障害者計画等推進委員会規則】

（趣旨）

第１条　この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第３条の規定に基づき、寝屋川市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、委員21人以内で組織する。

（委員）

第３条　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 障害者の福祉に関し識見を有する者

(3) 関係機関から推薦を受けた者

２　委員の任期は、２年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会の会議は、年１回以上開催するものとする。

（専門部会）

第６条　委員会に、専門部会を置くことができる。

２　専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

３　専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

４　部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。

（資料の提出等の要求等）

第７条　委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（報告）

第８条　委員会は、毎年度、審議の結果を市長に報告するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

【寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿】

氏　名	役　職　名　等	備　考
上 田　恭 史	一般社団法人寝屋川市歯科医師会常務理事	
大 澤　保 夫	寝屋川市精神障害者家族会会長	
大 西　正 禮	社会福祉法人療育・自立センター理事長	
岡 部　恵 子	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会副会長	
岸 谷　洋 子	寝屋川市肢体不自由児（者）父母の会会長	
北 野　誠 一	ＮＰＯ法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	委員長
朽 見　圭 子	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
後 藤　雅 子	大阪府寝屋川保健所地域保健課長	
天 正　　満	大阪府中央子ども家庭センター企画情報室　課長補佐	
冨 田　昌 吾	寝屋川市相談支援機能強化事業ネットワーク推進員	
仲 井　和 夫	寝屋川市身体障害者福祉会視覚部会会長	
中 島　大 作	寝屋川市身体障害者福祉会肢体内部部会会長	
馬 場　和 子	一般公募	
濵 吉　信 彰	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会　地域福祉課長	
桝 田　　理	一般社団法人寝屋川市医師会会長	副委員長
村 井　謙 太	寝屋川難病連絡会会長	
森 下　　剛	寝屋川市障害福祉サービス事業者連絡会会長	
山 村　智 康	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長	
吉 本　政 弘	寝屋川市民生委員児童委員協議会副会長	

（敬称略　五十音順）

【第３期計画の進捗状況と課題】

（※）平成26年度は８月までの実績を参考値として記載しています。
小数点以下を四捨五入しているため、達成率や合計が一致しない場合あります。

（１）障害福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。障害者総合支援法が施行され、平成25年度から難病の人が障害福祉サービスの対象になりました。また、平成26年度から知的障害者と精神障害者が重度訪問介護の対象になりました。

【訪問系サービスの実績】（１か月あたり）　［上段：時間　下段：人］

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
身体障害者	居宅介護	4,900	6,692	73%	4,743	7,335	65%	4,803
		155	198	78%	148	217	68%	148
	重度訪問介護	5,008	2,924	171%	6,747	3,057	221%	5,533
		44	22	200%	47	23	203%	49
	同行援護	1,883	1,841	102%	1,912	1,903	100%	2,031
		69	59	116%	69	61	114%	70
	重度障害者等包括支援	646	562	115%	703	618	114%	740
		3	2	142%	3	2	150%	4
知的障害者	居宅介護	1,405	1,172	120%	1,612	1,273	127%	1,919
		58	58	100%	60	63	96%	71
	重度訪問介護	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	行動援護	273	366	75%	334	400	84%	344
		9	11	82%	10	12	83%	11
	重度障害者等包括支援	551	785	70%	543	865	63%	548
		4	5	80%	4	5	80%	3
精神障害者	居宅介護	1,990	2,155	92%	2,330	2,317	101%	2,454
		136	133	102%	156	143	109%	163
	重度訪問介護	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	行動援護	0	4	0%	0	6	0%	0
		0	2	0%	0	3	0%	0
障害児	居宅介護	585	750	78%	559	800	70%	372
		21	30	69%	18	32	57%	17
	行動援護	10	12	83%	14	16	86%	0
		1	3	36%	1	4	23%	0
合計	居宅介護	8,881	10,769	82%	9,244	11,725	79%	9,549
		369	419	88%	382	455	84%	399
	重度訪問介護	5,008	2,924	171%	6,747	3,057	221%	5,533
		44	22	200%	47	23	203%	49
	同行援護	1,883	1,841	102%	1,912	1,903	100%	2,031
		69	59	116%	69	61	114%	70
	行動援護	283	382	74%	348	422	82%	344
		10	16	63%	11	19	57%	11
	重度障害者等包括支援	1,197	1,347	89%	1,246	1,483	84%	1,287
		7	7	98%	7	7	100%	7

《第４期計画での主要な検討課題》

・新たな対象となった人を含め、ニーズに応じたサービスを提供する体制の確保。
・重度の障害のある人や同性介護などを考慮した人材の確保。

② 短期入所

短期入所は、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、平成27年３月に市が短期入所施設「大谷の里」を設置し、指定管理者制度による運営を開始しました。

【短期入所の実績】（１か月あたり）　［上段：日　下段：人］

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
短期入所	身体障害者	113	144	78%	171	158	108%	203
		25	30	83%	31	33	94%	31
	知的障害者	242	308	79%	293	328	89%	310
		43	46	93%	56	49	115%	65
	精神障害者	4	14	26%	20	14	145%	0
		1	3	22%	2	3	56%	0
	障害児	21	41	52%	43	46	93%	59
		5	9	51%	8	10	78%	8
	合計	380	507	75%	528	546	97%	571
		73	88	83%	97	95	102%	104

《第４期計画での主要な検討課題》

・新たに設置した「大谷の里」も活用した受け入れ体制の拡充。

③ 日中活動系サービス

介護給付として生活介護、療養介護、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）と就労継続支援（Ａ型）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。また、市内には医療的ケアが必要な人が利用できる事業所も少ないため、主に市外の事業所が利用されています。

【日中活動系サービスの実績】（１か月あたり）　［上段：日　下段：人］

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
身体障害者	生活介護	1,972	1,830	108%	2,010	1,949	103%	2,075
		111	107	103%	114	114	100%	116
	自立訓練（機能訓練）	62	36	172%	46	48	96%	34
		4	3	125%	2	4	58%	2
	就労移行支援	104	44	236%	53	44	120%	9
		6	4	140%	3	4	75%	1
	就労継続支援（Ａ型）	20	19	106%	43	19	229%	79
		1	1	117%	2	1	200%	4
	就労継続支援（Ｂ型）	248	302	82%	229	321	71%	266
		14	16	88%	14	17	81%	15
知的障害者	生活介護	7,631	6,764	113%	8,162	7,106	115%	9,470
		384	356	108%	411	374	110%	462
	自立訓練（生活訓練）	46	71	65%	34	89	38%	213
		3	4	63%	2	5	38%	10
	就労移行支援	350	707	49%	327	744	44%	482
		18	38	48%	18	40	45%	26
	就労継続支援（Ａ型）	73	69	105%	197	92	214%	236
		4	3	136%	10	4	250%	12
	就労継続支援（Ｂ型）	3,478	3,648	95%	3,406	3,782	90%	2,911
		176	190	92%	172	197	87%	147

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
精神障害者	生活介護	5	11	42%	39	18	217%	83
		1	3	22%	4	5	72%	6
	自立訓練（生活訓練）	119	121	98%	178	143	124%	423
		16	11	147%	20	13	153%	31
	就労移行支援	463	320	145%	544	334	163%	559
		28	23	122%	33	24	135%	33
	就労継続支援（A型）	3	8	42%	14	16	86%	48
		0	1	17%	1	2	46%	2
	就労継続支援（B型）	1,024	1,086	94%	1,151	1,121	103%	1,159
		94	92	102%	106	95	112%	106
合計	生活介護	9,608	8,605	112%	10,211	9,073	113%	11,627
		495	466	106%	528	493	107%	584
	自立訓練（機能訓練）	62	36	172%	46	48	96%	34
		4	3	125%	2	4	58%	2
	自立訓練（生活訓練）	165	192	86%	212	232	91%	635
		19	15	124%	22	18	121%	40
	就労移行支援	917	1,071	86%	923	1,122	82%	1049
		52	65	80%	53	68	78%	60
	就労継続支援（A型）	96	96	100%	254	127	200%	363
		5	5	108%	13	7	185%	18
	就労継続支援（B型）	4,750	5,036	94%	4,786	5,224	92%	4,337
		283	298	95%	292	309	95%	268
療養介護	［人］	21	3	683%	22	3	733%	22

《第４期計画での主要な検討課題》

・支援学校卒業生や地域移行者などのニーズに応じたサービス提供体制の確保。

・医療的ケアが必要な人や行動障害がある人などへの対応の充実。

④ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、共同生活介護（ケアホーム）は、障害者総合支援法に基づき、平成26年度からグループホームに一元化されました。

【居住系サービスの実績】（１か月あたり）　［人］

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
身体障害者	共同生活援助	3	1	275%	2	2	104%	3
	施設入所支援	35	34	102%	31	34	91%	27
知的障害者	共同生活援助 共同生活介護(※)	119	122	98%	135	129	104%	135
	施設入所支援	104	98	106%	104	94	110%	105
精神障害者	共同生活援助 共同生活介護(※)	15	21	71%	18	23	77%	21
	施設入所支援	2	0	－	2	0	－	1
合計	共同生活援助 共同生活介護(※)	137	144	95%	154	154	100%	159
	施設入所支援	140	132	106%	136	128	107%	133

《第４期計画での主要な検討課題》

・地域移行者や家族から独立して生活する人などのニーズに応じたサービス提供体制の確保。

⑤ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

【相談支援の実績】（１か月あたり）　［人］

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
計画相談支援	身体障害者	7	9	78%	11	46	25%	14
	知的障害者	6	16	39%	16	85	19%	28
	精神障害者	16	8	204%	19	45	43%	27
	合計	30	33	89%	47	176	27%	70
地域移行支援	身体障害者	0	1	8%	1	1	92%	0
	知的障害者	0	7	1%	0	7	1%	0
	精神障害者	2	9	25%	1	10	13%	1
	合計	2	17	14%	2	18	13%	1
地域定着支援	身体障害者	2	7	26%	5	8	57%	7
	知的障害者	3	10	28%	3	11	29%	3
	精神障害者	5	21	25%	6	24	28%	4
	合計	10	38	26%	14	43	33%	14

《第４期計画での主要な検討課題》

・障害福祉サービス利用者全員に計画相談支援を実施するための取り組みの推進。
・地域移行・地域定着のための支援の着実な推進。

（２）地域生活支援事業の実績

① 相談支援事業

障害者相談支援事業は、障害特性に応じた専門性を有する３か所の委託相談支援事業所に委託して実施しています。また、住宅入居等支援事業も委託相談支援事業所で実施しています。

あわせて、基幹相談支援センター等機能強化事業を３か所の委託相談支援事業所に委託して実施しており、市と障害者相談支援事業を委託する事業所が連携して基幹相談支援センターの機能を担う体制を、平成27年４月に設置します。

自立支援協議会は、市と委託相談支援事業所が事務局機能を担い、４つの部会（就労支援部会、精神障害者部会、地域活動支援部会、地域生活支援部会）やプロジェクトの会議を通じて運営しています。

【相談支援事業の実績】

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
障害者・障害児相談支援事業	5か所	5か所	100%	5か所	5か所	100%	3か所
基幹相談支援センター	未実施	未実施	×	実施	未実施	×	未実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施

《第４期計画での主要な検討課題》

・基幹相談支援センターの機能の充実と、ネットワークによる地域の相談支援体制の強化。
・基幹相談支援センターの事務局機能と、新たな部会・ワーキング等の設置などによる自立支援協議会の推進。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を、親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて実施しています。

【成年後見制度利用支援事業の実績】 ［人］

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
成年後見制度利用支援事業	1	3	33%	1	4	25%	1

《第４期計画での主要な検討課題》

・法人後見等も含めた成年後見制度の利用の促進。

③ コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を実施しています。

また、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業を平成24年度から、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を平成26年度から実施しています。

【コミュニケーション支援事業の実績】 ［人］

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
手話通訳者派遣事業（実利用者数）	31	40	77%	35	41	84%	27
要約筆記者派遣事業（実利用者数）	0	2	0%	1	3	47%	7
手話通訳者設置事業（設置人数）	2	2	100%	2	2	100%	2

《第４期計画での主要な検討課題》

・災害などの緊急時なども含めた意思疎通支援の充実。

④ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を実施しています。

【日常生活用具給付等事業の実績】 ［件］

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
介護・訓練支援用具	21	17	124%	34	17	112%	10
自立生活支援用具	73	102	72%	70	104	82%	18
在宅療養等支援用具	34	52	65%	42	52	81%	16
情報・意思疎通支援用具	60	66	91%	57	67	85%	10
排泄管理支援用具	5,474	5,570	98%	5,342	5,670	94%	1,676
住宅改修費	3	6	50%	7	6	50%	0

《第４期計画での主要な検討課題》

・利用者のニーズをふまえた効果的な支援の推進。

⑤ 移動支援事業

個別支援型、グループ支援型のサービスを市内・市外の事業者に、車両移送型のサービスを社会福祉協議会に委託して実施しています。

また、ガイドヘルパーを確保するための養成研修を、居宅サービス事業者連絡会と連携して実施しています。

【移動支援事業の実績】　［上段：時間　下段：人］

		平成24年度			平成25年度			26年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
移動支援事業	身体障害者	21,862	32,568	67%	19,765	33,132	60%	8,601
		94	117	80%	87	119	73%	89
	知的障害者	38,742	35,040	111%	45,574	36,744	124%	20,181
		203	186	109%	233	195	120%	249
	精神障害者	2,683	2,400	112%	3,326	2,640	126%	1,583
		14	10	138%	16	11	142%	18
	障害児	16,125	21,180	76%	13,150	22,356	59%	4,098
		112	127	88%	103	134	77%	87
	合計	79,412	91,188	87%	81,815	94,872	86%	34,464
		422	440	96%	439	459	96%	443

《第４期計画での主要な検討課題》

・ニーズに応じたサービスを提供するための体制の確保。

⑥ 地域活動支援センター事業

精神障害者への相談支援や理解促進などをあわせて行うⅠ型と、社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を、市直営および市内の事業者に委託して実施しています。

【地域活動支援センター事業の実績】　［上段：か所　下段：人］

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
地域活動支援センター	5	4	125%	5	4	125%	5
	189	185	102%	185	185	100%	180
Ⅰ型	1	1	100%	1	1	100%	1
Ⅱ型	4	3	133%	4	3	133%	4

《第４期計画での主要な検討課題》

・多様なニーズに応じた日中活動の場の確保の推進。

⑦ その他の事業［任意事業］

日常生活を支援する事業として、介護者の一時的な休息なども目的とした日中一時支援事業、移動入浴車による訪問入浴サービス事業、常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホーム事業を、事業者に委託して実施しています。

社会参加を促進する事業として、障害者スポーツ・レクリエーション大会や障害者ボウリング大会の開催、点字および声の広報の発行、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修、点字に関するボランティア活動を推進するための講習会、障害に適応した自動車改造に対する助成を実施しています。また、更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するため、更生訓練費と就労支度金を給付しています。

あわせて、障害者虐待の未然防止や早期発見、相談や通報への迅速な対応と適切な支援を行う虐待防止センターの運営を、地域生活支援事業として実施しています。

【その他の事業の実績】

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
日中一時支援事業 (回)	2,679	2,000	134%	2,373	2,000	119%	989
訪問入浴サービス事業 (回)	224	210	107%	192	220	87%	120
手話奉仕員養成研修事業[入門](人)	29	40	73%	35	40	88%	－
手話奉仕員養成研修事業[基礎](人)	32	40	80%	25	40	63%	－
手話奉仕員養成研修事業[通訳](人)	7	25	28%	10	25	40%	－
要約筆記奉仕員養成研修事業 (人)	7	15	47%	8	15	53%	14
自動車改造助成事業 (件)	0	7	0%	2	7	29%	6

(※)手話奉仕員養成研修事業はコースを再編したため、26年度は実績はありません。

（3）障害児支援サービスの実績

市立あかつき・ひばり園を「児童発達支援センター」として指定管理者制度により運営し、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスを実施しています。児童発達支援事業は、市のどんぐり教室や市内・市外の民間の事業所でも提供されています。

また、放課後等デイサービスが市内・市外の事業者によって提供されています。

これらのサービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援は、児童発達支援センターや民間の指定相談支援事業所で実施されています。

【障害児支援サービスの実績】（１か月あたり）　［上段：日　下段：人］

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
児童発達支援	1,101	2,180	51%	1,342	2,380	56%	1,268
	116	160	72%	160	170	94%	137
医療型児童発達支援	266	800	33%	294	800	37%	228
	33	40	83%	37	40	92%	31
放課後等デイサービス	475	300	158%	1,385	500	277%	2,010
	63	30	211%	134	50	268%	186
保育所等訪問支援 ［回］	0	10	0%	2	15	10%	3
障害児相談支援 ［人］	0	17	0%	17	25	67%	19

《第４期計画での主要な検討課題》

・子ども・子育て支援と連携した障害のある子どもや家族への支援の推進。

（4）地域生活への移行・一般就労への移行に関する実績　［人］

	平成24年度			平成25年度			26年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
施設から地域生活への移行	8	8	100%	9	8	113%	2
平成18年度からの累計	39	36	108%	48	44	109%	50
福祉施設から一般就労への移行	21	20	105%	20	25	80%	8

《第４期計画での主要な検討課題》

・【成果目標】と【活動指標】の設定による地域移行や就労支援の計画的な推進。

【障害福祉サービス等に関するニーズ調査の結果】

調査の実施概要

１．調査の目的

寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）の策定にあたり、障害のある市民のニーズや意見を幅広く把握し、計画に反映するために実施しました。

２．調査の方法

（１）対象者

障害福祉サービス等のニーズを的確に把握するとともに、障害者支援に関する幅広いニーズを把握するために、下記のとおり調査票Ａと調査票Ｂを用いて、合計約4,000人を対象として実施しました。

【調査票Ａ】障害福祉サービス等の支給決定者（全員）

平成26年８月１日現在で、障害福祉サービス、地域生活支援事業の支給決定を受けている市民全員（2,055人）を対象としました。

【調査票Ｂ】上記以外の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者（抽出）

平成26年８月１日現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民のなかから障害別の手帳所持者数を勘案し、下記の割合で約2,000人を抽出しました。

＊障害児（０～17歳）
- 身体障害、知的障害、精神障害のいずれも手帳所持者の80％

＊青壮年期の障害者（18～64歳）
- 身体障害、知的障害、精神障害のいずれも手帳所持者の40％

＊高齢期の障害者（65歳以上）
- 身体障害は手帳所持者の５％
- 知的障害、精神障害は手帳所持者の40％

（２）実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

（３）実施時期

平成26年８月１日を基準日として回答を依頼しました。

調査票は８月25日に発送し、９月７日を返送の期限としましたが、９月22日までに到着した分は有効として集計に加えました。

（４）回収状況

調査の発送数、回収数および回収率は下記のとおりです。

	発送数	有効発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
調査票Ａ	2,055通	2,038通	964通	962通	47.2％
調査票Ｂ	2,035通	2,022通	860通	857通	42.4％
合　計	4,090通	4,060通	1,824通	1,819通	44.8％

問１　この調査票を記入したのはどなたですか。

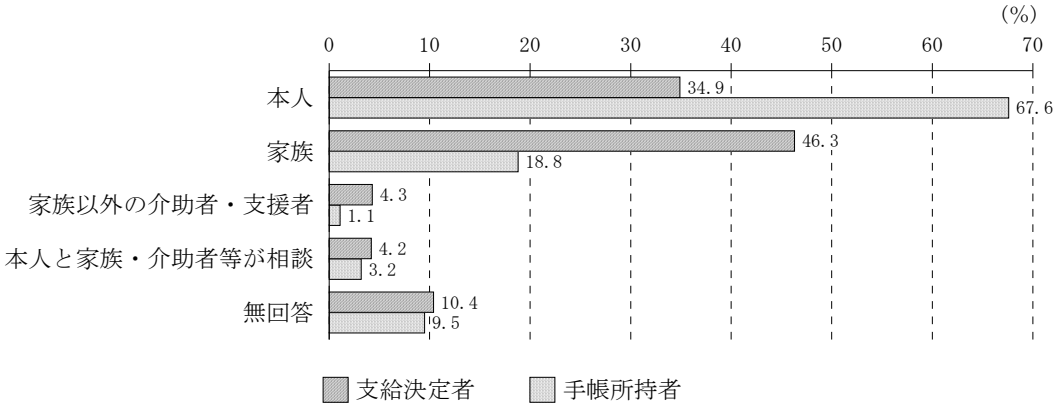

最初に、あなたご自身の障害や生活における介助・支援等の状況についてお聞きします。

問２－①･②　あなた（ご本人）の性別・年齢は。

性別

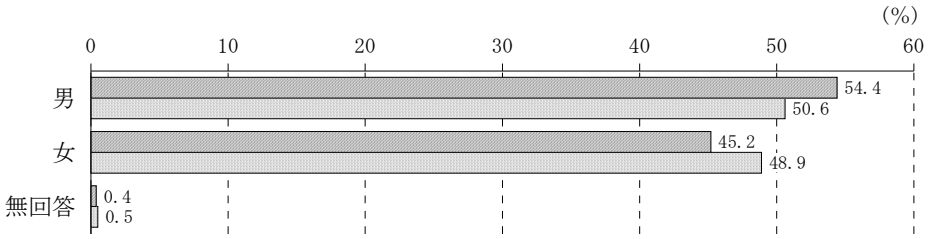

年齢

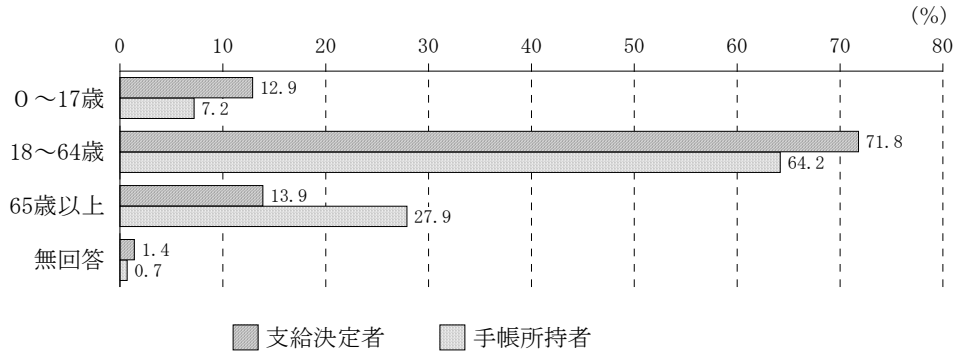

問３－①･②･③　あなた（ご本人）は、身体障害、知的障害、精神障害の手帳を取得していますか。

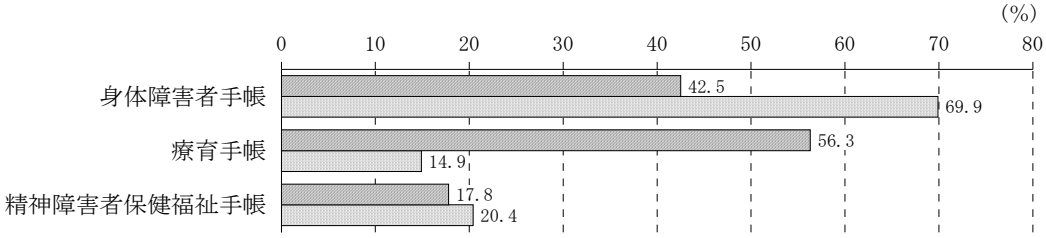

身体障害者手帳の等級（取得している人での割合）

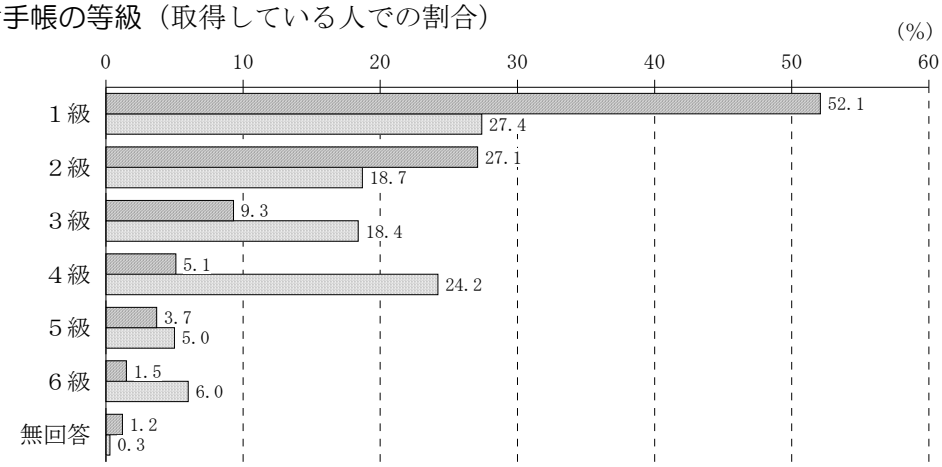

療育手帳の判定（取得している人での割合）

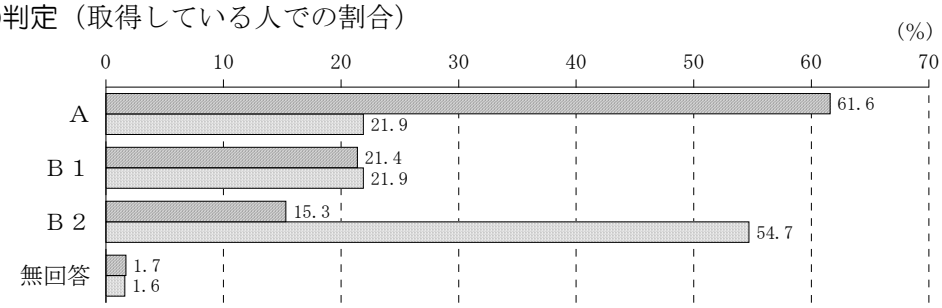

精神障害者保健福祉手帳の等級（取得している人での割合）

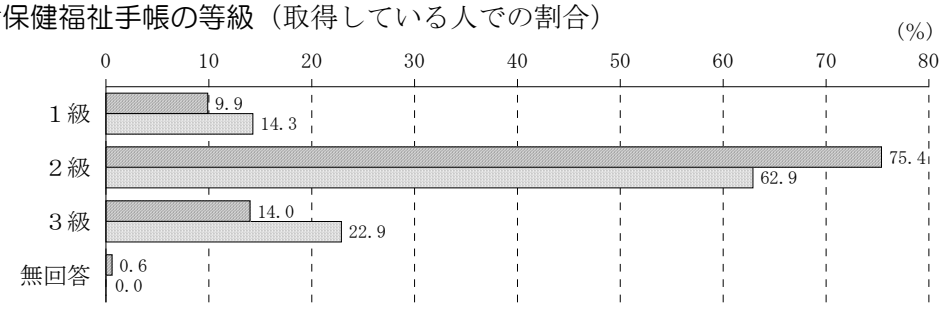

問３－④　あなた（ご本人）は、難病に関する特定疾患医療受給者証を取得していますか。

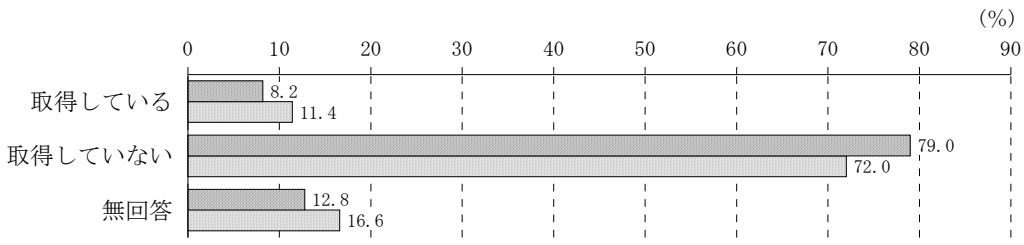

問４－①　あなた（ご本人）の障害の種類は。（複数回答可）

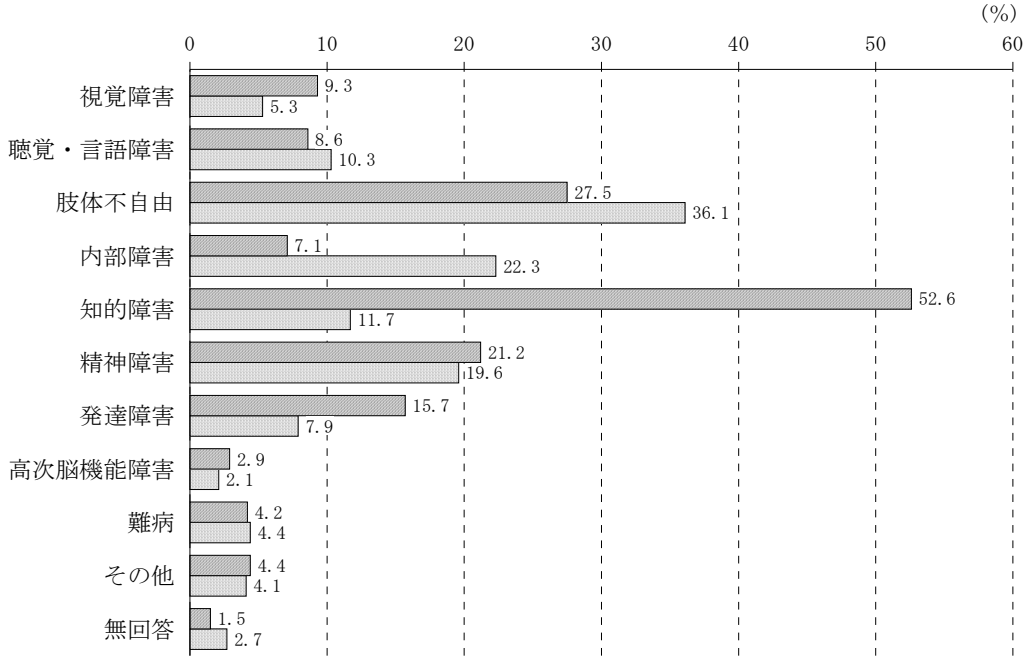

問４－②　もっとも主たる障害は。

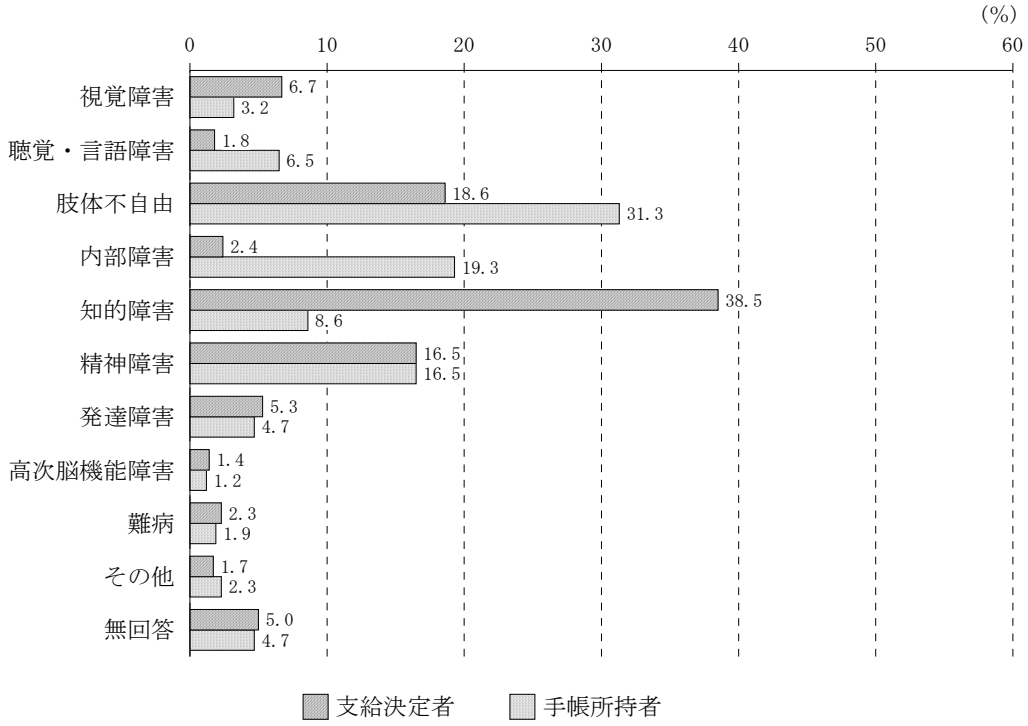

問５－①　あなた（ご本人）は、日常生活で、障害のために一人では十分にできないので、だれかの介助や支援（相談にのってもらうことなども含めて）が必要なことがありますか。

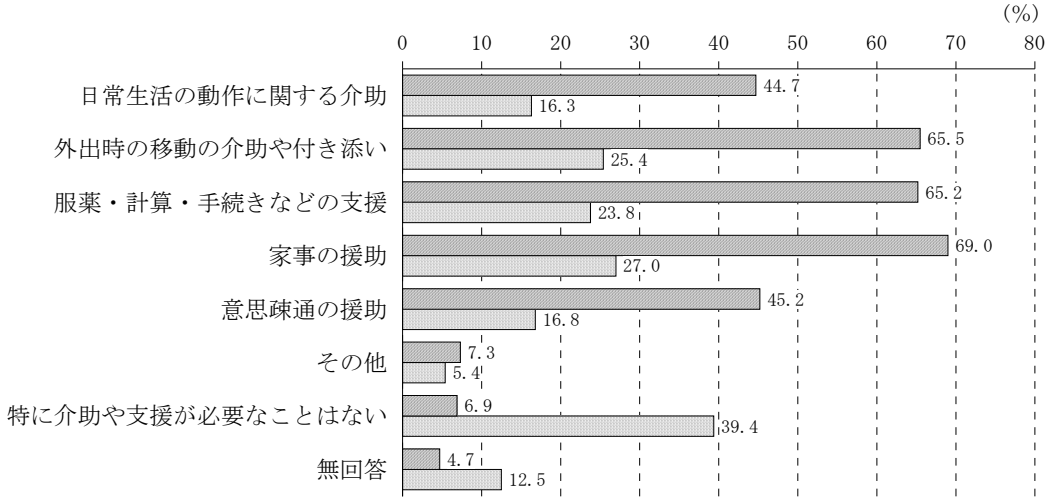

問５－②　介助や支援が必要なことがある場合、受けることができていますか。
（介助や支援が必要なことがある人での割合）

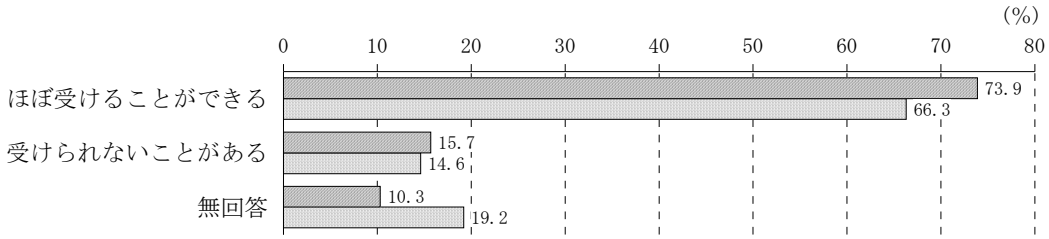

受けられないことがあるのは、どれですか。（複数回答可）
（受けられないことがある人での割合）

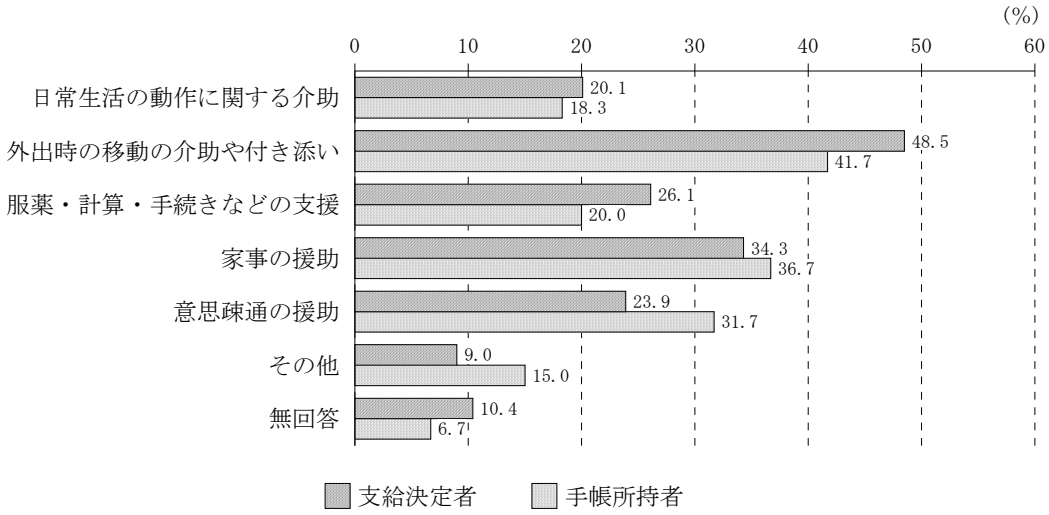

問６－①　介助や支援を受けている場合、介助者・支援者はどなたですか。（複数回答可）
問６－②　もっとも主たる介助者・支援者は。
（介助や支援が必要なことがある人での割合）

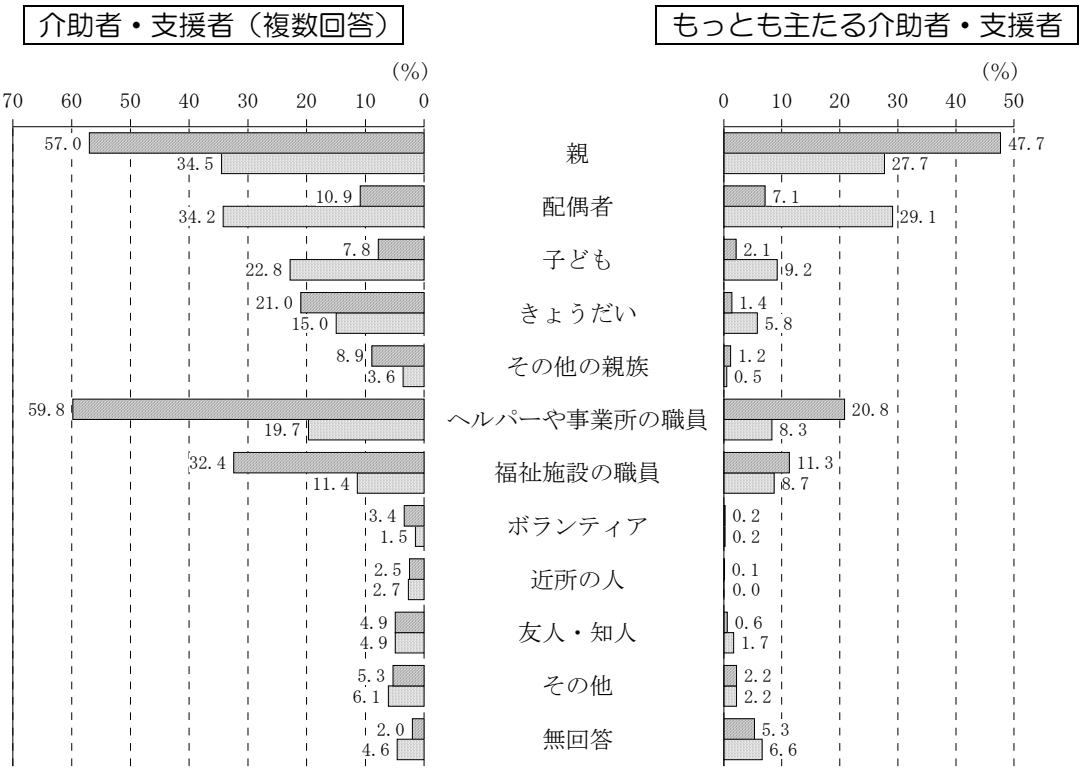

問６－③　介助や支援に関して困っていることなどがありますか。（複数回答可）
（介助や支援が必要なことがある人での割合）

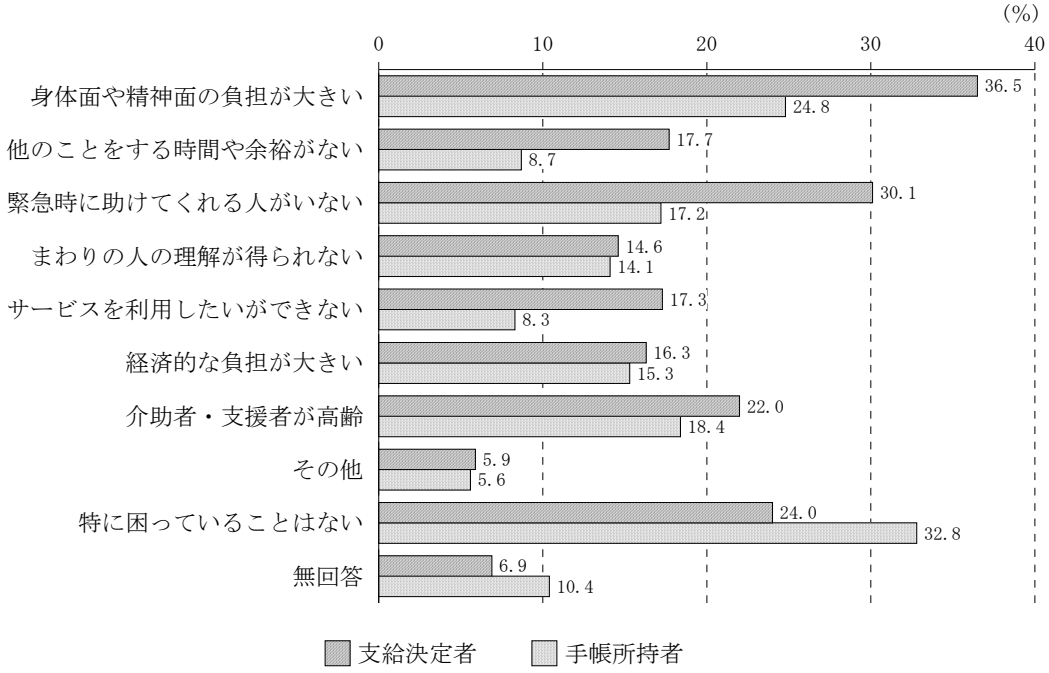

日常生活の状況と今後の希望についてお聞きします。

問７　あなた（ご本人）は、ふだん、どれくらいの頻度で外出していますか。

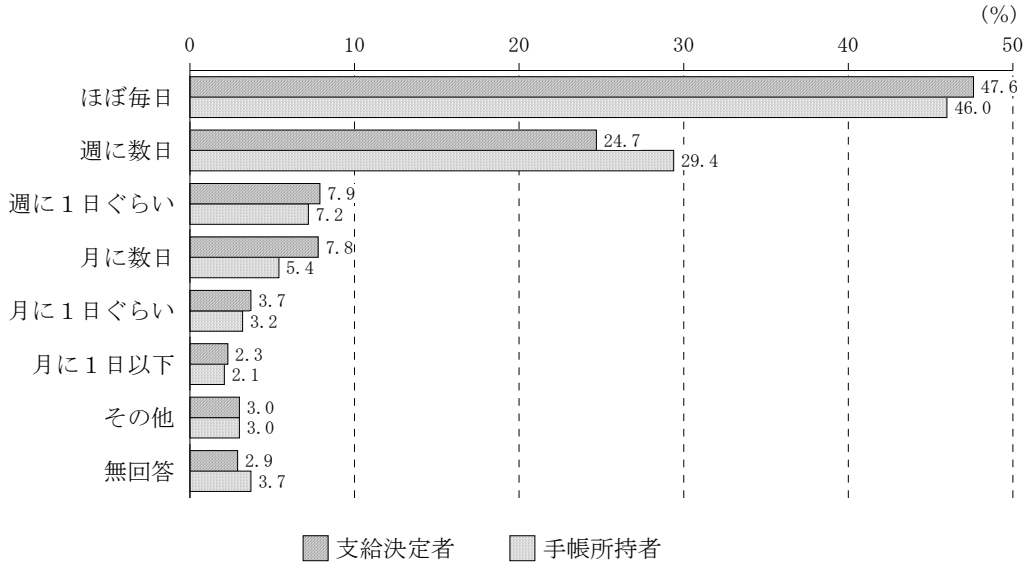

問８　あなた（ご本人）は、外出に関して困っていることがありますか。（複数回答可）

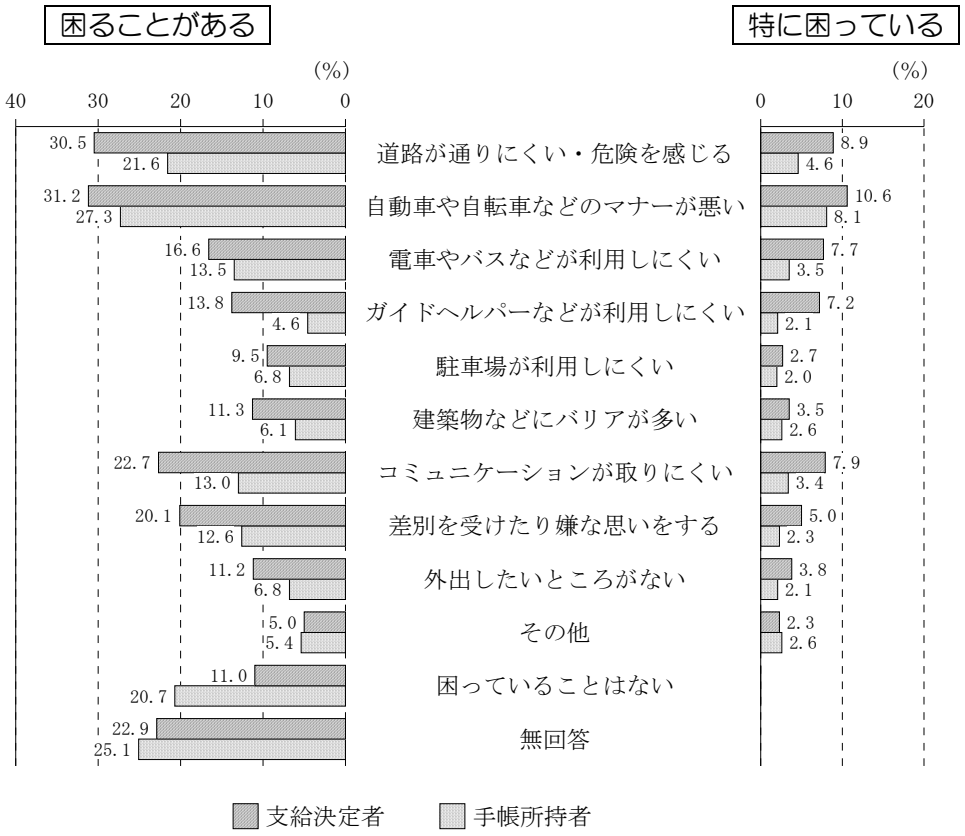

問９　あなた（ご本人）は現在どのような住まい方をしていますか。

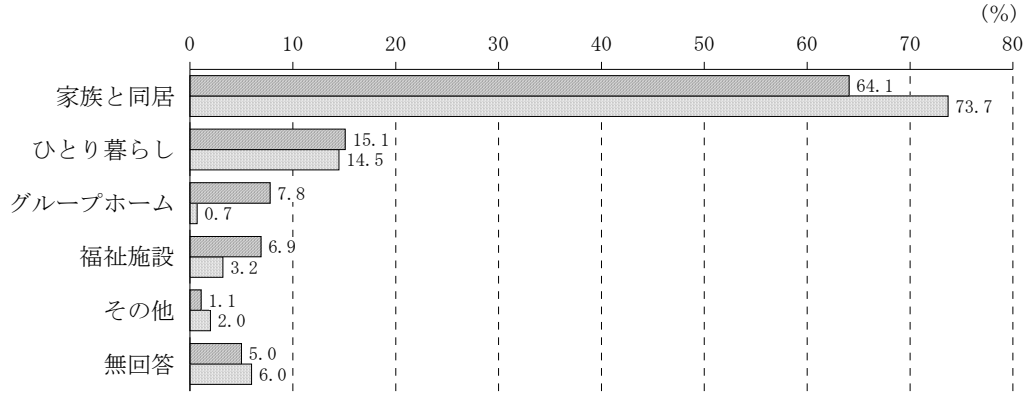

今後、どのようにしたいと思いますか。（新たに希望する人の割合）

近い将来の希望（３年ぐらいの間）

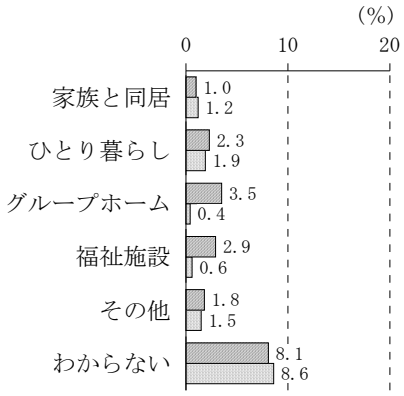

将来の希望（３年以上先）

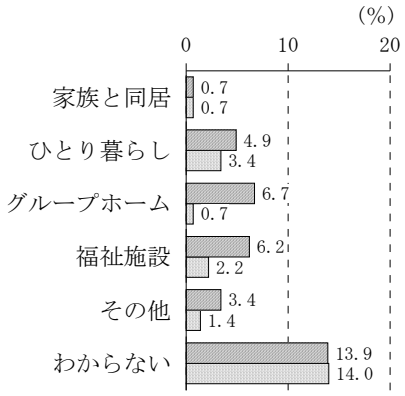

問10－①　あなた（ご本人）は、現在、収入のある仕事に就いていますか。

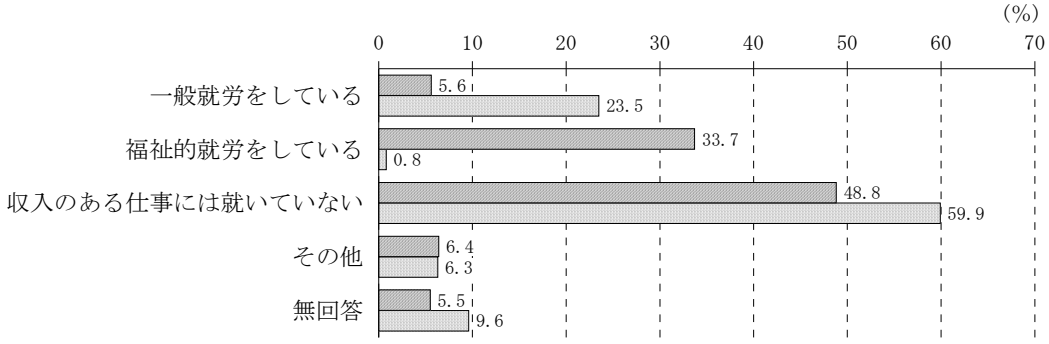

問10－②　福祉的就労をしている方におたずねします。あなた（ご本人）は、今後、一般就労をしたいと思いますか。（福祉的就労をしている人での割合）

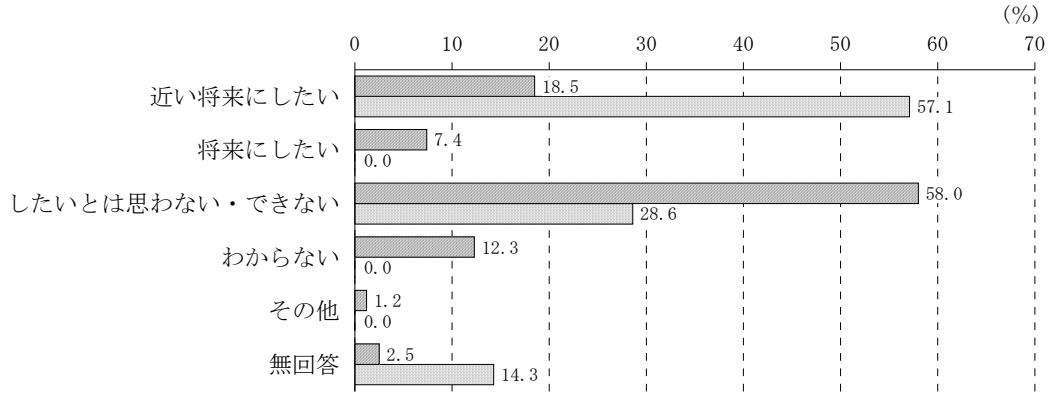

問10－③　収入のある仕事には就いていない方におたずねします。あなた（ご本人）は、今後、就労したいと思いますか。（仕事に就いていない・その他の人での割合）

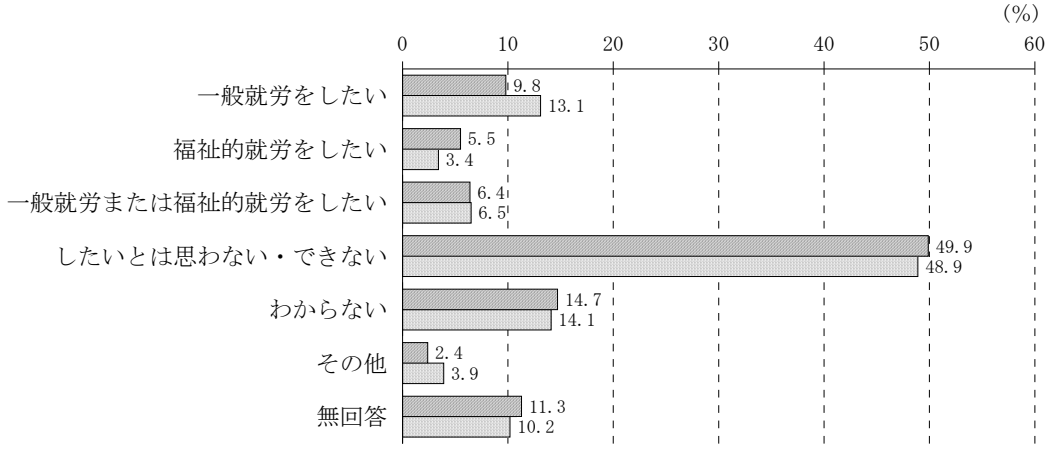

就労したいのはいつごろですか（就労したい人での割合）

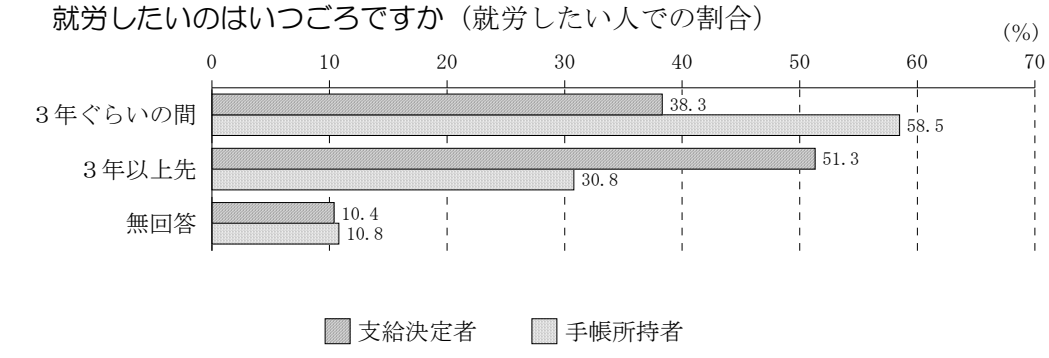

障害福祉サービスの利用状況と今後の意向についてお聞きします。

【A】問11　あなた（ご本人）は障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定を受けていますか。（支給決定者のみの設問）

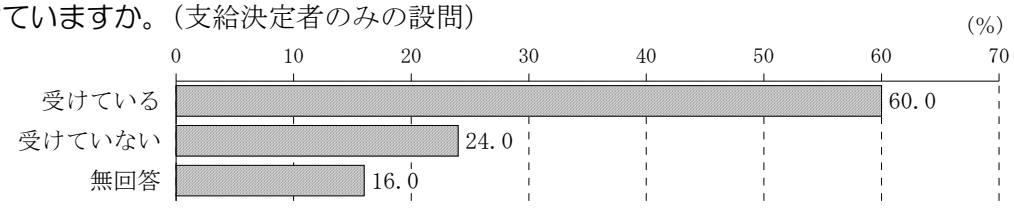

区分は（認定を受けている人での割合）

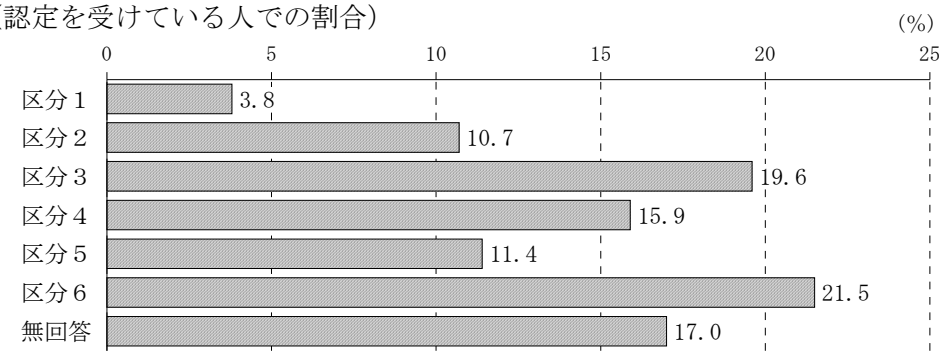

【A】問12－①　あなた（ご本人）は、現在どの障害福祉サービス等を利用していますか。（複数回答可）（支給決定者のみの設問）

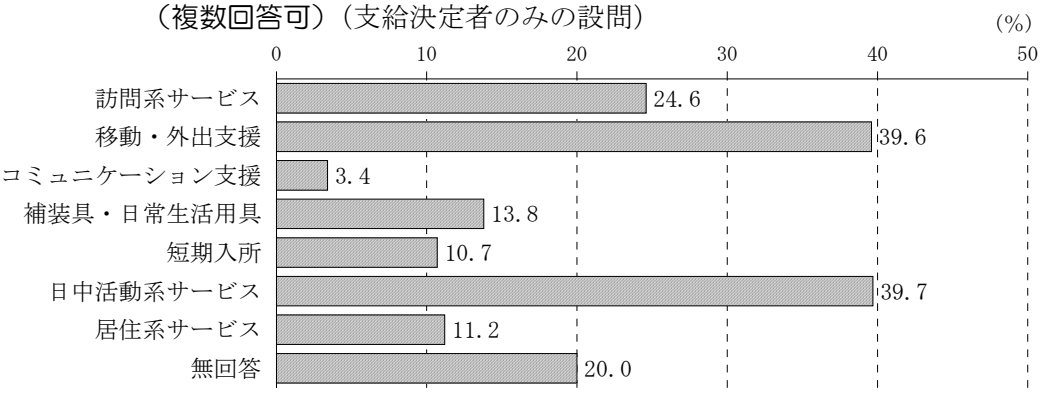

【A】問12－①　あなた（ご本人）は現在利用しているサービスに満足していますか。（各サービスを利用している支給決定者での割合）

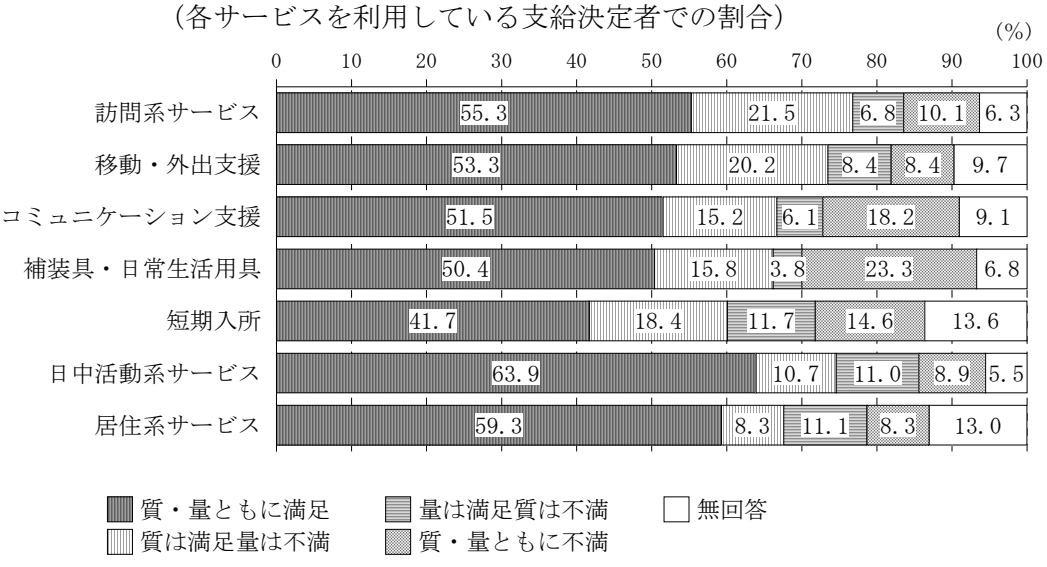

【B】問11　あなた（ご本人）は、現在、寝屋川市の障害福祉室で申請したサービスを利用していますか。（手帳所持者のみの設問）

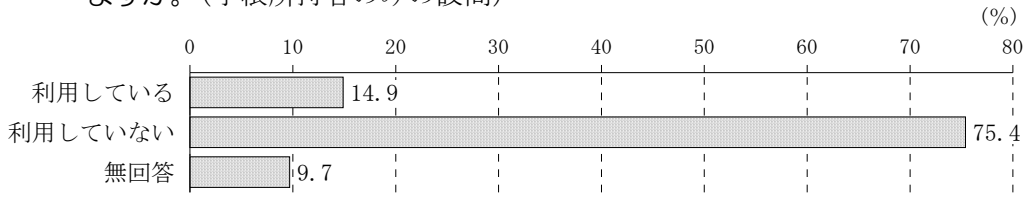

【A】問14　　あなた（ご本人）は、介護保険の要介護認定を受けていますか。
【B】問12－①　あなた（ご本人）は、介護保険の要介護認定を受けていますか。

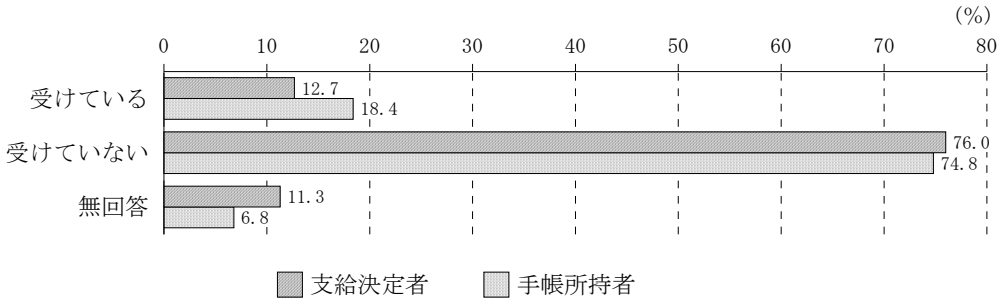

【B】要介護度は（認定を受けている手帳所持者での割合）

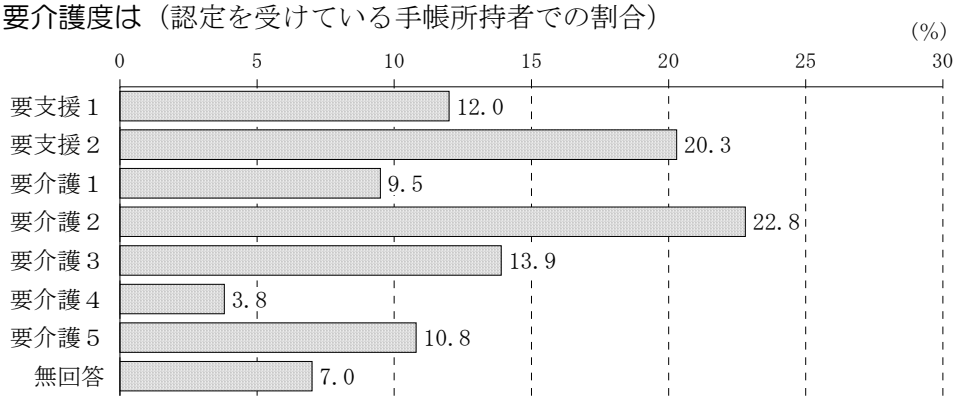

【A】介護保険のサービスを利用していますか（認定を受けている支給決定者での割合）

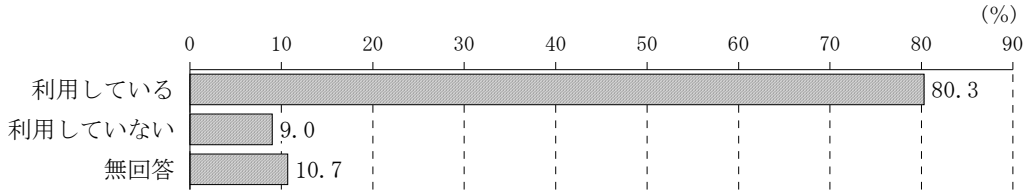

【B】問12－②　あなた（ご本人）は、現在、介護保険で日常生活の介助や支援などを行うサービスを利用していますか。（複数回答可）（認定を受けている手帳所持者での割合）

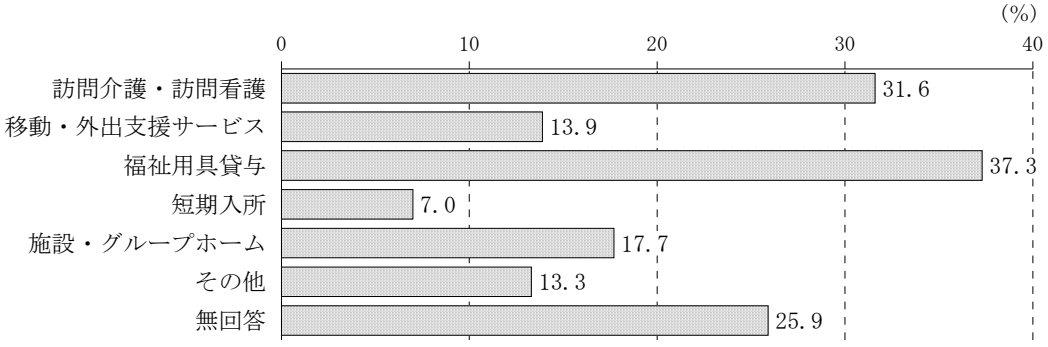

【B】問12－②　あなた（ご本人）は、現在、介護保険以外（民間企業のサービスなど）で日常生活の介助や支援などを行うサービスを利用していますか。（複数回答可）
（手帳所持者のみの設問）

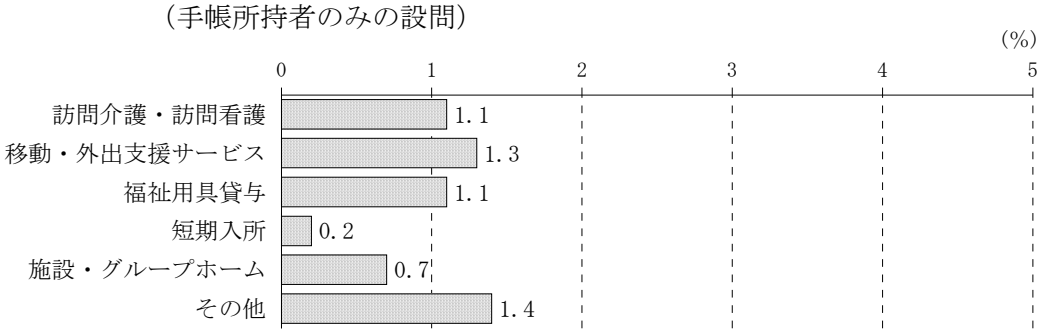

【B】問13　現在、介助や支援などを行うサービスを利用していない方にお聞きします。介助や支援のサービスを利用していないのはなぜですか。（複数回答可）
（手帳所持者のみの設問）

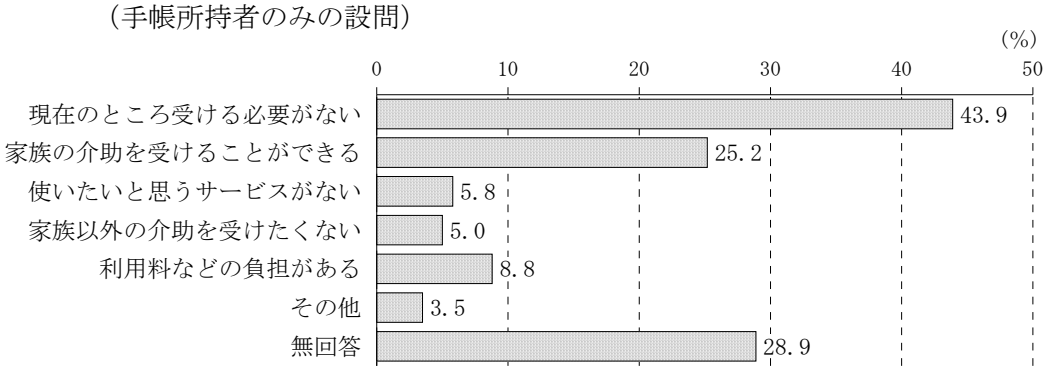

【A】問12－②　あなた（ご本人）が現在利用されていないサービスで、今後、利用したいと思うものがありますか。（複数回答可）
【B】問14　あなた（ご本人）は、今後、次のようなサービスを利用したいと思いますか。（複数回答可）

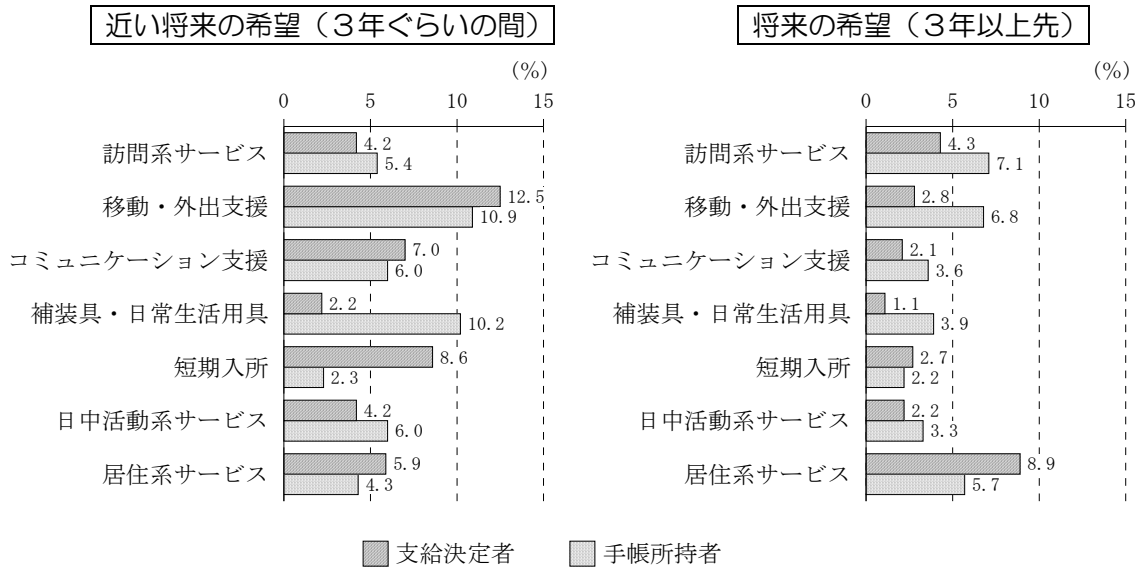

【A】問13　今後、障害福祉サービスを利用する人の全員に、適切に利用するためのプラン（「サービス等利用計画」）を作成しますが、あなた（ご本人）はどのようにしたいと思いますか。（支給決定者のみの設問）

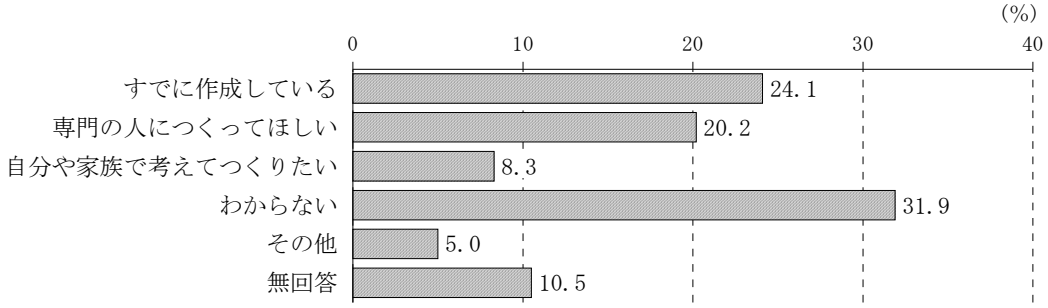

障害や生活に関する相談についてお聞きします。

問15　あなた（ご本人）やご家族などは、障害や生活に関して困ったことがあったとき、相談する相手がいますか。（複数回答可）

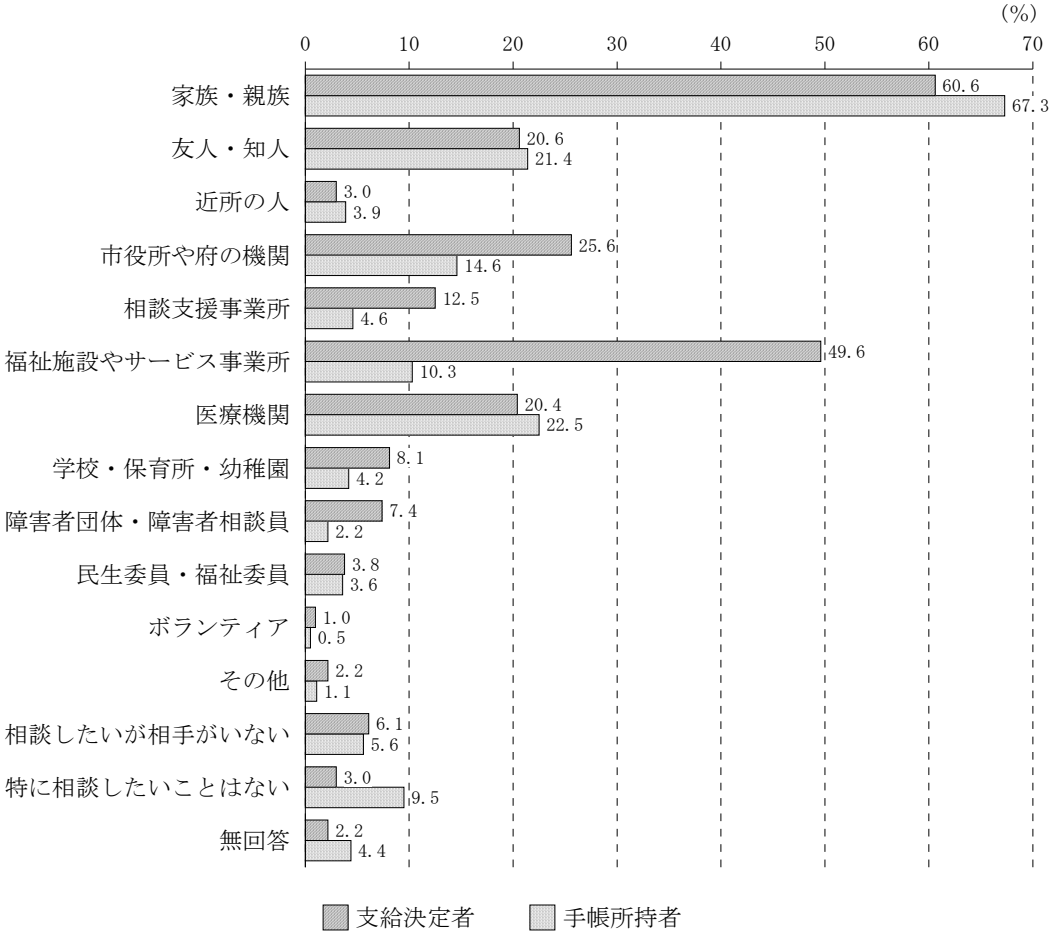

問16　あなた（ご本人）やご家族などは、障害に関する情報をパソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）などの情報通信機器で受け取ることについて、どのように思いますか。

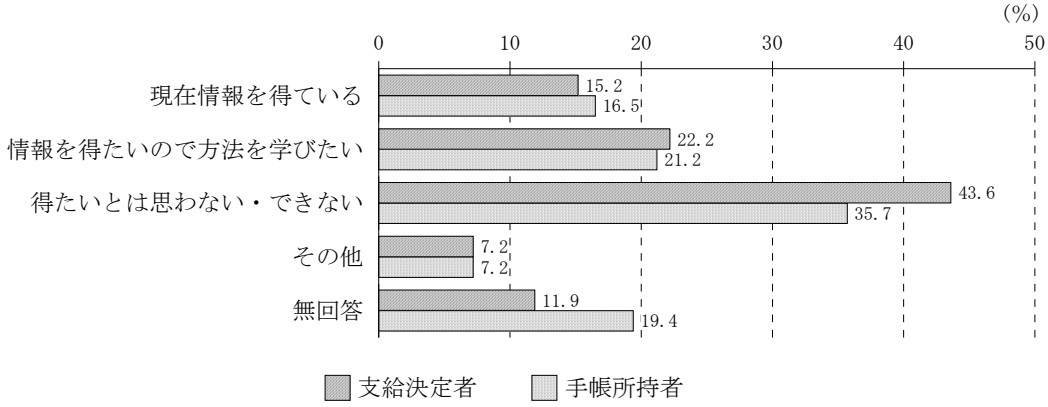

障害のある人の権利擁護についてお聞きします。

問17－①　あなた（ご本人）やご家族などは、ご自身（ご本人）の障害に関することで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。

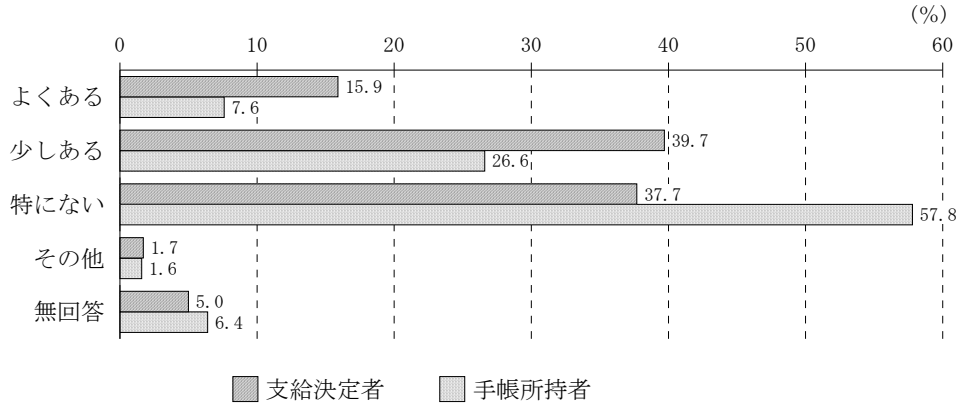

問18　障害のある人などの権利擁護に関して、あなた（ご本人）やご家族などが希望することがありますか。（複数回答可）

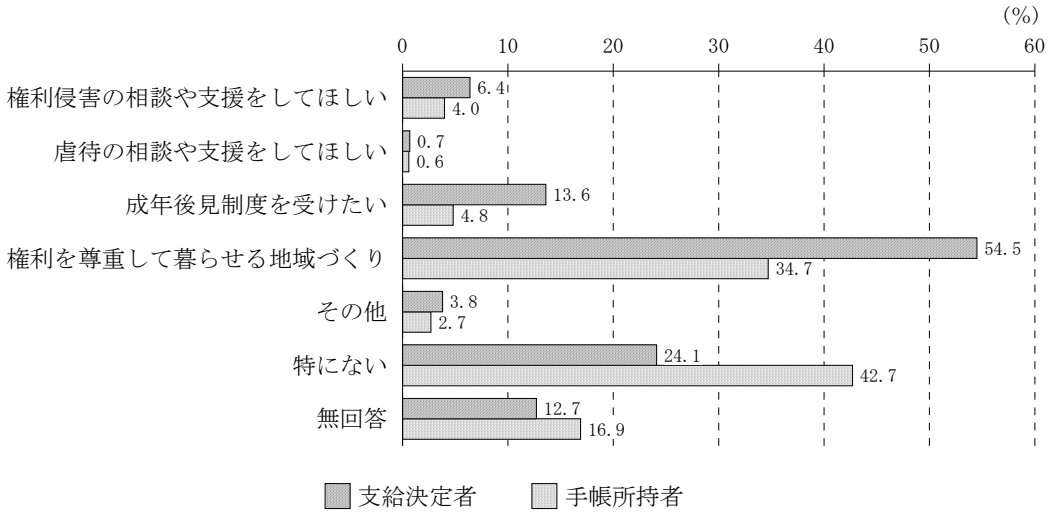

災害時の避難や緊急時の対応についてお聞きします。

問19　地震などの災害時の避難や緊急時の対応に関して、あなた（ご本人）やご家族などが心配していることがありますか。（複数回答可）

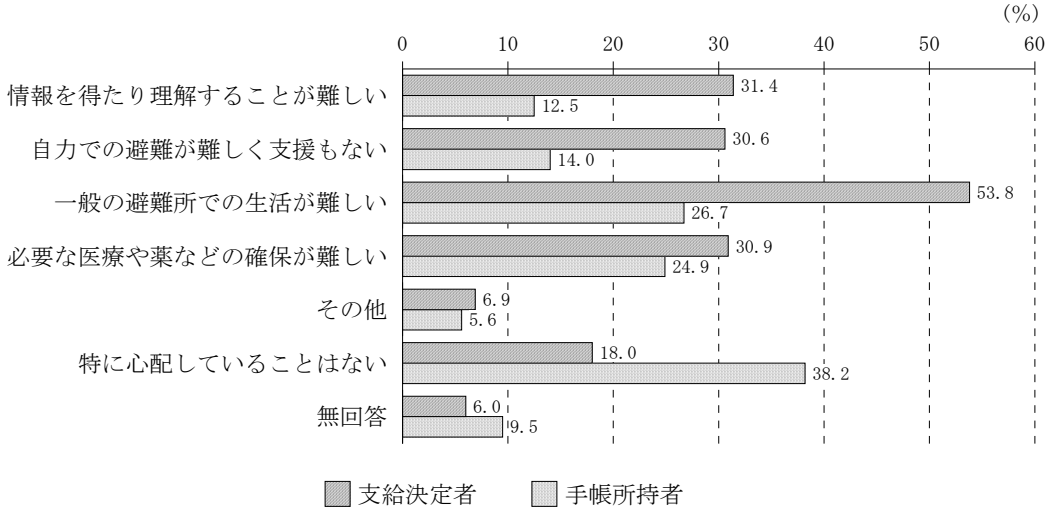

問20　地震などの災害に備えて、あなた（ご本人）やご家族などがしたことがありますか。（複数回答可）

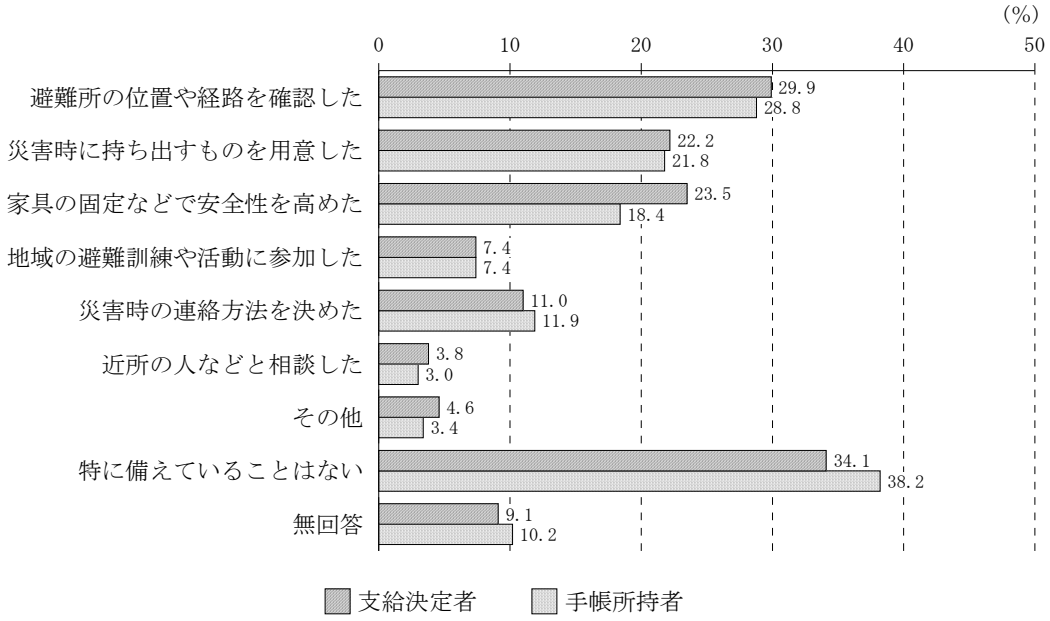

その他、障害者施策等に関して、ご意見やご要望などがありましたら、自由にお書きください。

（※）意見の要旨を項目別に整理したもので、同様の意見が複数あるものもまとめて記載しています。

○障害についての理解と支えあいの推進

（障害についての啓発と交流の推進）

・障害への理解を深めてほしい。障害について正しく理解されていない。
・障害者の負担が理解されない。見た目ではわからない障害なので理解してもらえない。
・障害を開示して生活できる社会になってほしい。
・障害の有無に関係なく生活できる社会になってほしい。
・地域のなかで交流する場がない・交流をすすめてほしい。
・楽しく暮らせるまちになってほしい。

（福祉教育の推進）

・学校での福祉教育を充実してほしい。先生が障害への理解を深めてほしい。
・家族が障害への理解を深めるための学習をすすめてほしい。
・心のバリアフリーを推進してほしい。人間性を高める教育を充実してほしい。

（当事者活動の推進）

・地域の活動に参加している。地域の活動に参加したい・参加できるようにしてほしい。
・同じ障害をもつ人や家族などが集まる場がない・つくってほしい。友人やパートナーと出会う機会がほしい。
・当事者活動を支援してほしい・活動のＰＲをしてほしい。

○快適で安全な生活環境整備の推進

（都市施設のバリアフリー化の推進）

・外出しやすいまちにしてほしい。歩道や道路が通りにくい・整備してほしい。
・障害者に配慮した駐車場を増やしてほしい。
・公共施設等のバリアフリー化をすすめてほしい。
・エスカレーターを改善してほしい。障害者が利用できるトイレを充実してほしい。
・看板などが通行の障害になっている。点字ブロックの上に障害物がある。
・路上駐車が危ない・取り締まりを強化してほしい。自転車や歩行者のマナーが悪い。
・バリアフリーへの理解をすすめてほしい。

（障害者等に配慮した交通の充実）

・バスのサービスを充実してほしい。移送サービスを充実してほしい。
・介護タクシーを利用しやすくしてほしい。タクシーチケットを充実してほしい。
・公共交通の減免を拡充してほしい。精神障害者も運賃の割引をしてほしい。障害者割引を利用しやすくしてほしい。
・駅のバリアフリー化や安全対策をすすめてほしい。
・自家用車等の利用を認めてほしい。駐車禁止免除の対象を広げてほしい。
・移動が困難である。

（情報のバリアフリー化の推進）

・手話通訳を充実してほしい。
・意思疎通が難しいことがある。

（防災対策の推進）

・災害が起きたときのことが心配である。外で被災したときのことが心配である。
・災害時の避難が難しい。災害時に支援が得られない・支援体制を充実してほしい。
・避難路が通りにくい。

・避難所での障害者への配慮を充実してほしい。障害者のための避難所を整備してほしい。家族と一緒に過ごせる避難所がほしい。
・避難所で薬などが確保できるか不安である。発電設備がある避難所が必要である。
・災害への備えができていない・これから備えたい。
・災害時支援の名簿がどのように活用されているかがわからない。
・防災対策を充実してほしい。
・住宅の倒壊が心配である。

（防犯対策の推進）
・街灯を整備してほしい。

○生涯を通じた発達と学習への支援の充実

（早期療育と障害児の保育の充実）
・障害児が集団保育を受けられるようにしてほしい。
・あかつき・ひばり園を充実してほしい。

（特別支援教育の充実）
・地域の学校での障害児教育を充実してほしい。支援学級の体制を充実してほしい。高等学校での障害児の受け入れを増やしてほしい。
・支援学校を充実してほしい。
・登下校の支援をしてほしい。
・放課後等に過ごせる場、学童保育や放課後等デイサービスを充実してほしい。

（生涯学習・スポーツ等の推進）
・学習やスポーツができる場や機会を充実してほしい。障害者が芸術やスポーツを享受する権利を擁護してほしい。

（自立に向けた支援の推進）
・自立のためのスキルや資格を身につけたい。
・地域移行のための体験の場などが必要である。ひとり暮らしのための訓練を受けたい。

○就労や社会的活動への参加の推進

（就労に関する相談支援の充実）
・就労に関する相談支援を充実してほしい。就労に関する相談窓口を増やしてほしい。
・就労に関して、どこに相談すればよいかがわからない。

（就労のための訓練等の充実）
・就労のための支援を充実してほしい。ジョブコーチなどを充実してほしい。

（就労の場の確保）
・障害者の就労への理解がすすんでいない・すすめてほしい。障害を隠して就労している。
・就労できる場を増やしてほしい。多様な障害にあった就労の場をつくってほしい。市での障害者の就労の場を増やしてほしい。担当する仕事の内容を充実してほしい。
・通勤への支援を充実してほしい。
・障害者雇用の条例をつくって推進してほしい。

（福祉的就労の推進）
・福祉的就労の場を増やしてほしい。重度の障害者が利用できるところをつくってほしい。
・賃金が安い・上げてほしい。
・作業所での支援の内容を充実してほしい。
・利用時間を長くしてほしい。土曜日の通所は少なくしてほしい。
・職員の人数が少ない。保護者との連携を充実してほしい。
・利用者の意識を高めてほしい。

（日中活動の推進）
・日中一時支援事業を充実してほしい。能力を活かした日中活動がしたい。

○身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進
（健康の保持・増進への支援）
・バランスが取れた食事ができるように支援してほしい。
（障害のある人への医療の充実）
・障害者が利用しやすい医療機関を増やしてほしい。障害者が利用できる医療機関の情報がほしい。継続して入院できるようにしてほしい。
・医療費の負担が大きい・支援を充実してほしい。通院にかかる交通費の負担が大きい。
・通院の負担が大きい。
・難病のために不安な日々をおくっている。
（リハビリテーション医療や機能訓練の充実）
・医療機関でのリハビリテーションを受けたい。
・機能訓練を受けたい・充実してほしい。訪問でのリハビリテーションを受けたい。

○情報提供と相談支援の充実
（情報提供の充実）
・情報が得にくい・情報提供を充実してほしい。どのようなサービスが利用できるかの情報がほしい。サービスの内容が具体的にわかる情報がほしい。
・制度がよく変わるので情報収集が大変である。情報が一本化されていない。
・手帳交付時にサービスの説明をしてほしい。
・障害などに配慮した情報提供をしてほしい。インターネットを使って情報提供してほしい。
（多様な相談支援の場づくり）
・相談窓口を増やしてほしい。専門的な相談窓口がほしい
・相談窓口の情報がほしい。
・訪問して相談にのってほしい。カルテを使って支援してほしい。
・困っているので相談したい。相談することが難しい・相談しない。
（ケアマネジメントの充実）
・サービス利用計画についてよくわからない・不安がある。
（的確なサービス支給決定の推進）
・支給決定されるサービスの量が少ない。支給量に格差がある。
・障害者手帳の判定に疑問や不満がある。要介護認定に疑問や不満がある。
・認定時に正確に申告しない人がいる。

○生活を支援するサービスの充実
（生活や介護を支援するサービス等の充実）
・障害福祉サービス等を充実してほしい。
・ホームヘルプサービスを充実してほしい。ガイドヘルプサービス等を充実してほしい。
・ショートステイを充実してほしい。
・日常生活用具や補装具等を充実してほしい。入浴サービスを利用したい。
・重度の人が利用できるサービスを充実してほしい。医療的ケアが必要な人を支援するサービスが少ない。精神障害者が利用できるサービスが少ない。
・介護保険のサービスに移行することに不安がある。障害者（大人）のサービスに移行することが不安である。
・サービスが細分化されて利用しにくくなった。本人や家族の状況に応じて対応してほしい。

・決まったメニューだけでなく、柔軟な支援をしてほしい。急な支援が必要な難病の人などには迅速に対応してほしい。
・必要なときに一時的に介護を受けたい。ちょっとした困りごとの手助けをしてほしい。
・サービス従事者に問題がある・スキルを高めてほしい。

（家族介護者等への支援の充実）
・介護している家族の負担が大きい。レスパイトのサービスが少ない・充実してほしい。
・施設等から帰宅したときの支援が困難である。
・介護者の就労を支援してほしい。
・介護疲れによる医療費の負担に配慮してほしい。介護者は地域の活動を免除してほしい。
・家族への支援が本人への支援にもなる。

（余暇活動への支援の充実）
・旅行に付き添ってくれるボランティアがほしい。

（地域生活のための居住の場の確保）
・少ない負担で借りられる住宅が少ない。公営住宅に入りやすくしてほしい。
・グループホームを利用したい。グループホームの情報がほしい。
・グループホームが少ない・増やしてほしい。地域移行をすすめるために、グループホームを整備してほしい。
・重度障害者が利用できるグループホームを整備してほしい。肢体不自由者のグループホームを整備してほしい。
・グループホームの整備や運営を行政が支援してほしい。公的な生活の場をつくってほしい。
・住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援してほしい。
・作業所に通えなくなったときの生活の場が不安である。
・安心して生活できる住まいを増やしてほしい。ひとり暮らしのサポートを充実してほしい。
・住宅改造への支援を充実してほしい。

（施設入所支援の充実）
・親亡き後などに利用できる施設を充実してほしい。
・障害に応じた対応ができる施設をつくってほしい。費用負担が少ない施設を利用したい。親子で入れる施設を教えてほしい。市内で暮らし続けられるように施設を整備してほしい。

（年金・手当等の充実）
・障害者年金などの減額や打ち切りが心配である。年金を増額してほしい。
・年金の支給基準に不満がある。年金は毎月支給にしてほしい。
・手当などの所得制限を緩和してほしい。
・市の福祉金を復活してほしい。自立して生活するために必要な部分の補助をしてほしい。
・社会貢献をしている障害者への優遇措置を考えてほしい。
・無年金問題のＰＲをもっとしてほしい。

（経済的な負担の軽減）
・サービス利用料の負担が大きい・補助などを充実してほしい。あかつき・ひばり園の料金が高い。国民健康保険料の負担が大きい。
・消費税が上がると負担が大きい。ボーダーラインにいるため負担が大きい。
・寝屋川市は水道料金の割引がない。
・生活保護を充実してほしい。

〇権利擁護に対する支援の充実

（後見的支援の充実）
・成年後見制度を利用しやすくしてほしい。
・親亡き後に支援する公的な機関をつくってほしい。

・本人の意思が確認できないので、適切な支援ができているか不安である。

（虐待防止の取り組みの推進）

・施設で不適切な対応がある。

（差別の解消）

・障害者への差別がある・差別をなくしてほしい。

・就労に関して差別的な対応をされた。医療機関で差別的な対応をされた。

〇障害者支援全般について

（障害者支援の充実）

・寝屋川市は障害者福祉が遅れている・充実してほしい。民営化がすすむので不安である。

・平等に支援が受けられるようにしてほしい。障害が軽い人への支援を充実してほしい。

・近くで支援が受けられるようにしてほしい。

・当事者の意見を聞いて推進してほしい。

・国の障害者施策や方向性に問題がある。

（行政の窓口対応の向上）

・情報提供が不十分である。手続きに時間がかかる。

・職員の対応や態度が悪い・勉強不足である。

（手続き負担の軽減）

・手続きの負担が大きい・改善してほしい。申請等の有効期間を長くしてほしい。

・申請から利用までの期間を短縮してほしい。

・休日にも手続きができるようにしてほしい。

・総合センターは不便である。他のところでも手続きができるようにしてほしい。訪問して手続きをしてほしい。

（不安の解消）

・どうすればよいかがわからず、困っている。将来のことが不安である。

・障害でＡＤＬが低下したときや、病気になったときのことが心配である。

・必要なサービスが利用できるかどうかが不安である。就職できるかどうか不安である。

・家族みんなに障害があるので心配である。ひとり暮らし・昼間独居なので不安である。

・介護者が病気になったときのことが心配である。

・高齢になったので不安である。親の高齢化が不安である。親亡き後のことが不安である。

・家族が世話をできなくなったときのことが心配である。

（感謝）

・障害者への支援に感謝している。サービスを利用して生活が向上し、感謝している。

・事業所や市などの職員の対応に感謝している。

（その他）

・障害者手帳の制度を改善してほしい。

・生活保護を適正に運用してほしい。

・頑張って生活している。今後はサービスを利用したい。

・気になることがある。さまざまな問題がある。

〇アンケートについて

・調査内容に問題がある。調査の方法に問題がある。調査の必要性に疑問がある。

・調査を実施することに感謝する。

【用語説明】

●ＮＰＯ法人・営利法人

ＮＰＯ法人は特定非営利活動法人のことで、営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織のうち、法人格を取得したものをいいます。営利法人は営利を目的とした法人であり、株式会社をはじめとする会社等が含まれます。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）制度

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●救急医療情報キット・緊急時情報カード

救急活動に役立てることができるように、緊急のときに必要な医療情報などをカプセルに入れて冷蔵庫に保管しておくものです。寝屋川市では「命のカプセル『あんしん』」と名付け、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者や障害者手帳を所持している人に無料配布しています。また、緊急時や災害時に医療や支援に関する情報を伝えるための「緊急時情報カード」も作成しました。

●高次脳機能障害

脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●子ども・子育て関連３法

幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成27年４月より実施される「子ども・子育て支援新制度」のために制定された、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」の３つの法律をいいます。

●サポート手帳

発達支援を必要とする人が、一人ひとりに応じて継続した支援を受けられるように記録するツールとして、寝屋川市では、出生からのようすやできごとなどを記入する「はちかづきノート」と、現在の医療、支援に関する情報などを記入して携帯できる「知って帳」を作成しました。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の要否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●指定管理者制度

公の施設の管理を、公共な団体だけでなく民間事業者にも行わせることができる制度です。寝屋川市においても、各施設の設置目的や業務内容等をふまえ、民間のノウハウを活用して市民サービスの向上と経費の縮減等を図るよう、指針を策定して円滑な導入を図っています。

●社会的障壁

障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえでの障壁（バリア）となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

●障害支援区分
障害者総合支援法では、その人の障害福祉サービスの必要性を明らかにするための区分として、障害の程度（重さ）を示す従来の障害程度区分に代わって、標準的な支援の度合を示す障害支援区分が導入されました。

●障害者基本法
障害者の自立と社会参加の支援等に関する施策の基本的理念と基本事項を定めた法律です。平成23年６月に改正され、法律の目的や障害者の定義なども含めた見直しが行われました。

●障害者権利条約
障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。わが国は、障害者基本法の改正や障害者総合福祉法の制定等の国内法の整備により、平成26年１月に批准しました。

●障害者雇用促進法
障害のある人の雇用の促進や職業生活における自立を促進するための措置を行うための法律で、平成25年の改正では、障害者権利条約をふまえた差別の禁止や支障措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられました。

●障害者差別解消法
国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進するために、平成25年６月に制定されました（平成28年４月に施行されます）。

●障害者総合支援法
障害者自立支援法に代わる法律として、障害者が平等に社会生活上の権利を行使でき、あらゆる障害者が制度の谷間にこぼれ落ちることがないよう必要な支援を総合的に保障し、差異と多様性が尊重された共生社会の実現をめざすこととされた「障がい者制度改革推進会議」の部会でとりまとめられた骨格提言に基づいて制定され、平成25年４月に施行されました。

●自立支援協議会
障害者総合支援法は、関係機関等が相互に連絡し、障害者等への支援に関する課題を共有して緊密に連携するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「協議会」を設置するものとしています。寝屋川市では保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で自立支援協議会を設置し、全体会と専門部会の各会議などで協議を行っています（各会議の概要はp.72 を参照）。

●スキルアップ
訓練して身につけた技能（スキル）をさらに高めるための取り組みです。

●成年後見制度
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の３類型があります。

●セルフプラン
障害福祉サービスの支給決定や利用の際に用いられるサービス等利用計画は、利用者自身が作成することができます。この計画をセルフプランと呼びます。

●中間的就労
一般就労と福祉的就労の間に位置する就労で、一般就労が困難な人に働く場をつくるもの（雇用型）と、一般就労を目指す人が就労に向けた訓練の場（非雇用型）を総称しています。

●難病
原因不明、治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。平成27年１月より、医療費助成の対象となる「指定難病」と「小児慢性特定疾病」が拡大されました。

●日常生活自立支援事業
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

●発達障害
先天的なさまざまな要因によって、主に低年齢において発達の遅れや歪みなどが発現する障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。

●パブリック・コメント
行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●ピアカウンセリング・ピアサポート
同じ立場の人たちが支えあう活動をピアサポートといいます。そのひとつであるピアカウンセリングは、同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立を進めるうえで意義のある取り組みです。

●福祉避難所
介護や支援などが必要なため、災害時に一般の避難所で過ごすことが難しい高齢者や障害者などを受け入れてケアするよう、指定された施設のことをいいます。

●モニタリング
日常的かつ継続的な点検を行っていくことをいいます。障害者総合支援法ではすべてのサービス利用者を対象としてサービス等利用計画を作成し、一定の期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行うこととされています。

●ライフステージ
人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

【自立支援協議会の各会議の概要】

寝屋川市の自立支援協議会において、第３期計画で開催している会議、第４期計画で設置を推進する会議の名称（設置を推進する会議については仮称）と、各会議で協議する主なテーマは下表のとおりです。

【全体会】

・部会を通じた課題の集約と計画への反映・評価や改善に関する協議
・部会の分担による課題解決のための協議
・委託相談支援の評価

【部会】	就労支援部会	精神障害者部会	障害児部会	地域活動支援部会	地域生活支援部会
専門部会会議	◎就労支援関係者会議 ・就労支援のネットワークづくりと課題の共有	◎精神障害者部会会議 ・地域移行を含む支援のネットワークづくりと課題の共有	□障害児部会会議 ・障害児支援の公民協働のネットワークづくりと課題の共有	□地域活動支援部会会議 ・当事者の意見表明と自由な討議	―
ワーキング会議	◎就業・生活支援実務担当者会議 ・就労支援の推進のための協議 ・就労のきっかけづくりに関する協働事業の実施	◎精神障害者部会ワーキング会議 ・地域生活支援の推進のための協議 ・啓発等に関する協働事業の実施	□障害児部会ワーキング会議 ・療育・学齢期の支援の推進のための協議	◎地域活動支援部会ワーキング会議（ピアサポートセンター運営委員会） ・ピアカウンセリングやピア活動の推進のための協議 ・講演会・部会会議の企画・運営	□サービス調整会議 ・地域で生活するうえでのさまざまな課題への対応に関する協議 ・相談支援機関・事業者の情報や課題の共有
サブワーキング ［テーマ別］	◎精神障害者就労サポーター連絡会 ・支援のレベルアップのための情報交換や学習	◎退院促進サブワーキング ・入院中の人の地域移行の推進のための協議 ◎理解促進・啓発サブワーキング ・研修の企画・運営 ◎地域定着サブワーキング ・事例検討の実施	◎サポート手帳活用委員会 ・サポート手帳の運用のための協議		◎大人の発達障害・ひきこもり支援検討会 ・支援の推進のための情報交換と協議 □難病・医療的ケア支援検討会 ・支援の推進のための情報交換と協議
［事業者連絡会］　・サービスごとの情報や課題の共有と、推進に向けた協議					

【幹事】相談支援ネットワーク会議

・基幹相談支援センターの運営に関する協議
・地域移行・地域定着・触法障害者・虐待・困難ケースの共有と対応の推進
・自立支援協議会の運営

◎：第３期計画で開催　　□：第４期計画で設置を推進　（「・」は各会議の主なテーマ）

【障害福祉サービス等の概要】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の概要は下表のとおりです（サービスによって対象となる方の制限があります)。

サービスの種類	サービスの名称	サービス内容の概要
自宅を訪問して介護等を行うサービス	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが身体介護や家事援助等の生活全般の援助を行います
	重度訪問介護　（※）	常時介護を必要とする方に、身体介護、家事援助等の生活全般の援助と外出時の介護を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方を、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します
移動や外出を支援するサービス	移動支援事業（ガイドヘルプ）	ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します
	重度訪問介護（※の再掲）	上の（※）の欄を参照してください
	同行援護	視覚障害で移動に著しい困難がある方の外出に同行し、移動に関する支援を行います
	行動援護	判断能力が不十分な方が行動するときに、危険回避や外出の支援を行います
コミュニケーションを支援するサービス	コミュニケーション支援事業	社会生活でコミュニケーションが必要なときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣します
補装具や日常生活用具	補装具費支給制度	障害に応じて必要な補装具（身体機能を補完・代替する用具）を交付・修理します
	日常生活用具給付等事業	障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します
短期入所	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所（宿泊）して介護を行います
通所して活動や就労・訓練を行うサービス	生活介護	常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場を提供し、入浴・食事等の介護を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います
	自立訓練	機能訓練や生活訓練を有期限で行います
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力を高める訓練を有期限で行います
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供し、必要な訓練を行います
	地域活動支援センター事業（地域生活支援センター）	創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を支援します
	児童発達支援事業	障害のある児童に、日常生活の基本的な動作、知識技能、集団生活への適応などの指導や訓練を行います
	放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に、放課後や長期休暇中の居場所の提供や、生活能力向上のための訓練等を行います
	日中一時支援事業	介護者が一時的に介護できない時（昼間）に施設で介護したり、放課後の活動の場を提供します
居住の場を提供するサービス	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、介護や日常生活の援助、相談等の世話を行います
	施設入所支援	入所施設で夜間や休日の介護を行います

寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）

平成27年３月

編集・発行　寝屋川市保健福祉部障害福祉室

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
（市立総合センター２階）
TEL 072-824-1181　FAX 072-826-1860

この冊子は500部作成し、１部あたりの印刷単価は442円です。

ガつガくん